

第10次鳥獣保護事業計画書

平成19年4月1日から
5年間
平成24年3月31日まで

平成19年3月

岩 手 県

目 次

第一	計画の基本的事項	1
1	鳥獣保護事業を巡る現状と課題	1
2	計画作成の趣旨	1
3	計画の期間等	2
4	鳥獣の区分と保護管理の考え方	2
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	3
1	鳥獣保護区の指定	3
2	特別保護地区の指定	9
3	休猟区の指定	12
4	鳥獣保護区の整備等	17
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	18
1	鳥獣の人工増殖	18
2	放鳥獣	18
第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可並びに被害防除対策に関する事項	20
1	基本方針	20
2	鳥獣による被害の防止を目的とする場合の許可基準等	23
3	鳥獣による被害の防除対策	27
4	鳥獣による被害の防止以外を目的とする場合の許可基準等	28
第五	特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに猟区に関する事項	31
1	特定猟具使用禁止区域の指定	31
2	特定猟具使用制限区域の指定	35
3	猟区の設定	35
第六	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	35
1	特定計画の作成	35
2	実施計画の作成	36
第七	鳥獣の生息状況等の調査及び保護管理対策等に関する事項	36
1	基本方針	36
2	希少鳥獣等及び一般鳥獣	36
3	狩猟鳥獣	38
4	特定鳥獣	38

第八	鳥獣保護事業の普及啓発に関する事項	-----40
1	鳥獣保護思想の普及	-----40
2	野鳥観察の森の活用	-----40
3	小中学生等を対象とした普及啓発	-----41
4	安易な餌付け等の防止	-----41
5	各種規制等の周知徹底	-----41
6	取締り	-----42
第九	鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	-----42
1	鳥獣行政担当職員	-----42
2	鳥獣保護員	-----43
3	鳥獣保護センター	-----44
4	環境保健研究センター	-----45
5	保護管理の担い手の育成	-----45
第十	その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項	-----46
1	傷病鳥獣救護	-----46
2	鳥獣の捕獲等の禁止等	-----47
3	入猟者承認制度	-----48
4	指定猟法禁止区域	-----48
5	鳥類の飼養の適正化	-----49
6	販売禁止鳥獣等	-----49
7	人獣共通感染症への対応	-----50
8	必要な財源の確保	-----50
参考資料		
	第9次鳥獣保護事業計画の主な事業の進捗状況	-----51
	第1次～第9次鳥獣保護事業計画の主な事業の進捗状況	-----55

第一 計画の基本的事項

1 鳥獣保護事業を巡る現状と課題

野生鳥獣（以下「鳥獣」という。）は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、人間の豊かな生活のために欠かすことのできないものである。

鳥獣を含む野生生物は、生態系、個体群、種等の様々なレベルで成り立っており、それぞれのレベルでその多様性を保全する必要がある、その地域に本来生息する種を普通に見ることができるような状況を維持できるよう、きめ細やかな配慮が必要となっている。

岩手県野生生物目録（平成13年3月）によれば、県内には、鳥類341種、獣類75種の計416種の鳥獣が生息しているとされているなど、本県は、豊かな自然環境に恵まれ、多様な動植物相を有しているが、生息環境の悪化などに伴い、種によっては生息数の減少等が懸念されている一方、ツキノワグマやニホンジカなどによる農林業被害や人身被害が恒常的に発生しており、人と鳥獣との軋轢が生じている。

また、県民の鳥獣保護思想の高揚等を受けて、傷病鳥獣の救護要請等に対する適切な対応が求められているほか、県内に生息する鳥獣の生息状況等の的確な把握が必要とされている。

さらに、鳥獣の適切な保護管理を進めるうえで、狩猟の果たす役割は大きい、県内の狩猟者の減少及び高齢化の進行が危惧されており、担い手の確保が求められている。

2 計画作成の趣旨

このような現状と課題を踏まえ、人と鳥獣との適切な関係の構築と生物多様性の保全を図ることを目標とし、下記の事項を重点事項として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）第4条の規定に基づき第10次鳥獣保護事業計画（以下「本計画」という。）を作成する。

- (1) 本県に生息する鳥獣について、生息状況や被害状況等を踏まえて、地域住民等の理解と協力の下、関係機関等との連携を図りながら、鳥獣保護区等の指定や生息環境の保全など、適切な保護管理事業を計画的に推進する。
- (2) ツキノワグマ、ニホンジカ及びカモシカについて、地域個体群の安定的な維持と人身被害や農林業被害等の抑制等を図るため、鳥獣保護法第7条の規定に基づき特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）を作成し、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策等を総合的に実施する。
- (3) 絶滅のおそれのある希少鳥獣又はこれに準ずる鳥獣（以下「希少鳥獣等」という。）について、その保護の重要性に鑑みて関係機関等との連携を図りながら、保護対策の充実を図る。
- (4) 岩手県鳥獣保護センター（以下「鳥獣保護センター」という。）について、傷病鳥獣の二次救護の拠点として位置付け、一次救護を行う指定獣医師やボランティア等と連携した効果的な活動を展開する。
- (5) 岩手県環境保健研究センター（以下「環境保健研究センター」という。）を中心として、関係機関等との連携を図りながら、鳥獣の生息実態等を的確に把握するため、科学的知見に基づいた調査を実施するとともに、生息数のより精度の高い推定方法の開発等を進める。
- (6) 鳥獣の適切な保護管理を進めるうえで、担い手となる狩猟者の果たす役割が大きいことから、その確保や育成に努めるとともに、鳥獣行政担当職員や鳥獣保護員の適切な配置、資質の向上

を図る。

3 計画の期間等

(1) 計画の期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、本計画中、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 67 号）による改正部分は、平成 19 年 4 月 16 日から適用し、同日前においては、第 9 次鳥獣保護事業計画（平成 14 年度～18 年度。以下「第 9 次計画」という。）の例によるものとする。

(2) 計画の見直し

計画の期間中であっても、鳥獣を巡る自然条件、社会条件等に大きな変化が生じたときは、必要に応じて本計画の見直しを行うこととする。

4 鳥獣の区分と保護管理の考え方

本県においては、本計画の期間中、鳥獣の制度上の区分に応じて、次のような保護管理を進めるものとする。

(1) 希少鳥獣等

いわてレッドデータブック（平成 13 年 3 月）では、鳥類 11 種、哺乳類 1 種（ホンドザル）が、A ランク（絶滅の危機に瀕している種）に位置づけられている。

その中で、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）の国内希少野生動植物種に指定されており、現在県内で生息が確認されているものは、オジロワシ、オオワシ、クマタカ、イヌワシ、ハヤブサの 5 種（他に B ランクであるが、オオタカ）である。

なお、東北地方のホンドザルは、環境省のレッドリストでは、「絶滅のおそれのある地域個体群」とされている。

これらを始めとする希少鳥獣等については、適切な情報管理の下、生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、必要な保護対策の充実を図る。

(2) 狩猟鳥獣

狩猟鳥獣のうち、キジ、ヤマドリ、ウズラについては、生息環境の悪化等により生息数の減少が懸念されるため、本県では第十第 2 項に記載のとおり、捕獲等の禁止（全部又は一部の期間）の措置を講じており、本計画の期間中においても、生息状況等の把握に努めながら適切な措置を講じる。

また、その他の狩猟鳥獣については、生息状況、捕獲状況等の把握に努めながら、必要に応じて保護管理のための措置を講じる。

(3) 外来鳥獣等

本来国内（県内）に生息地を有しておらず、人為的に海外（県外）から導入された、若しくは侵入してきたと思われる鳥獣等（以下「外来鳥獣等」という。）で、県内で確認されているものには、狩猟鳥獣でもあるハクビシン、イノシシ（イノブタ）、ミンクなどがある。

本計画の期間中において、外来鳥獣等の新たな生息情報や被害情報等があった場合は、鳥獣保護法及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づき適切な管理に努める。

(4) 一般鳥獣

希少鳥獣等、狩猟鳥獣及び外来鳥獣等以外の一般鳥獣については、地域個体群の増減の動向、被害の発生状況などを踏まえ、必要な保護管理対策を講じる。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

本県では、第9次計画の終了時までには県土の約9.4%にあたる138箇所・143,230haを鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖及び生息環境の保全を図ってきた。

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより鳥獣の保護を図ることを目的とするものであり、地域の生物多様性の保全に資するものであることから、本計画の期間中においても積極的に鳥獣保護区の指定を行う。

なお、鳥獣保護区の指定及び見直しに当たっては、関係者の合意形成に努めるとともに、人と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意するほか、次の事項に配慮する。

- (ア) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全するとともに、自然環境の変化等に適切に対応するという観点から、鳥獣保護区の存続期間は、原則として10年間とする。
- (イ) 鳥獣保護区の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域について指定する。なお、県全体の生物多様性の保全に資するため、偏りなく配置するよう配慮する。
- (ウ) 希少鳥獣等の生息地であって、その保護上必要な区域について、鳥獣保護区の指定に努める。なお、営巣地や営巣中心域等が特定されることによって、繁殖に影響を及ぼすことが危惧される場合には、指定区域の範囲に配慮する。
- (エ) 自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等により保護されている地域のうち、鳥獣の保護上重要な地域について、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮する。
- (オ) 鳥獣保護区周辺における生物多様性の確保や農林水産業等の維持に資するよう、休猟区や特定猟具使用禁止区域など狩猟を制限する区域の配置との連携・調整に努める。なお、休猟区、特定猟具使用禁止区域等について、鳥獣保護区に移行できるものは、移行するよう努める。
- (カ) 本計画の期間中に期間満了となる鳥獣保護区については、鳥獣の生息状況の変化や必要性に応じて区域及び指定区分の見直しを行いながら、積極的に期間更新に努める。

イ 指定区分ごとの方針

指定区分	方針
(ア) 森林鳥獣生息地の保護区	森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域の生物多様性の確保にも資するため、鳥獣の生息状況や生息環境を考慮して指定する。
(イ) 大規模生息地の保護区	行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相の保護を図り、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するため、必要な地域について指定に努める。
(ウ) 集団渡来地の保護区	干潟、湿地、湖沼、岩礁等に集団で渡来する鳥獣の保護を図るため、鳥類の渡りのルート等を踏まえたうえで、採餌、休息又はねぐらとするための後背地や水面等も可能な限り含めて、必要な地域について指定に努める。
(エ) 集団繁殖地の保護区	島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等に集団で繁殖する鳥獣の保護を図るため、その繁殖地のうち、採餌、休息又はねぐらとするための後背地や水面等も可能な限り含めて、必要な地域について指定に努める。
(オ) 希少鳥獣生息地の保護区	希少鳥獣等の生息地のうち、保護上必要な地域について指定する。
(カ) 生息地回廊の保護区	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって鳥獣の移動経路となっている地域、又は鳥獣保護区に設定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち、必要な地域について指定に努める。
(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区	市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要な地域、又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要な地域について指定に努める。

イ 鳥獣保護区の指定計画

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

年 度	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積(ha)	備 考
19 計	大槌町	大槌町尺沢鳥獣保護区 1 箇所	153 153	存続期間 * 19.11.1 ~ 29.10.31
22 計	葛巻町	葛巻町黒森鳥獣保護区 1 箇所	1,255 1,255	存続期間 22.11.1 ~ 32.10.31
23 計	遠野市、奥州市	五輪峠鳥獣保護区 1 箇所	788 788	存続期間 * 23.11.1 ~ 33.10.31
合 計		3 箇所	2,196	

(イ) 希少鳥獣生息地の保護区

年 度	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積(ha)	備 考
20 計	岩泉町	岩泉町追子沢鳥獣保護区 1 箇所	362 362	存続期間 20.11.1 ~ 30.10.31 現岩泉町追子沢 銃猟禁止区域
合 計		1 箇所	362	

ウ 既指定鳥獣保護区の変更計画（期間更新を含む。）

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の 存続期間	変 更 理 由	備 考	
				異動前の 面積(ha)	異動面積 (ha)	異動後の 面積(ha)				
19	森林	岩洞湖	期間更新	1,680		1,680	19.11.1 ~ 29.10.31	うち特別保護地区 620ha		
	森林	八幡平市金沢 (松尾村金沢)	期間更新 名称変更	553		553			市町村合併による	*
	森林	葛巻町平庭	期間更新	560		560				
	森林	豊沢ダム	期間更新	250		250				
	森林	仙人峠	期間更新	527		527				*
	森林	石淵ダム	期間更新	1,254	21	1,275			(面積精査による)	(区域変更なし) *
	森林	船越半島	期間更新	730		730				*
	森林	山田町小谷鳥	期間更新	854		854				*
	森林	洋野町滝沢 (種市町滝沢)	期間更新 名称変更	720		720			市町村合併による	
	希少	宮古市鮎山	期間更新	647		647				*
	身近	雫石川東部	期間更新	104		104				
	身近	高松公園	期間更新	60		60				
	身近	盛岡市湯沢	期間更新	118		118				
	身近	遠野市小友	期間更新	179		179				
	身近	展勝地	期間更新	590		590				
	身近	大船渡市蛸浦	期間更新	97		97				
	身近	釜石	期間更新	1,480		1,480				
H19計		17箇所		10,403	21	10,424				

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の存続期間	変更理由	備考	
				異動前の面積(ha)	異動面積(ha)	異動後の面積(ha)				
20	森林	盛岡市小貝沢	期間更新	2,857		2,857	20.11.1～ 30.10.31		うち特別保護地区 101ha	
	森林	雫石町篠崎	期間更新	236		236				
	森林	八幡平市安比高原 (安代町安比高原)	期間更新 名称変更	432		432			市町村合併による	*
	森林	毒ヶ森	期間更新 (面積変更)	1,300	535	1,835			(面積精査による)	(区域変更なし)
	森林	早池峰山	期間更新	8,150		8,150				うち特別保護地区 2,422ha *
	森林	遠野市上郷中山	期間更新	234		234				
	森林	一関市萩荘巖美	期間更新	442		442				
	森林	三陸町首崎	期間更新	34		34				全域特別保護地区
	森林	宮古市佐賀部 (田老町佐賀部)	期間更新 名称変更	100		100			市町村合併による	
	森林	宮古市刈屋 (新里村刈屋)	期間更新 名称変更	1,369		1,369			市町村合併による	
	森林	洋野町青菜畑 (大野村青菜畑)	期間更新 名称変更	460		460			市町村合併による	
	森林	野田村横合	期間更新	310		310				
	森林	普代村黒崎	期間更新	306		306				
	希少	岩泉町伏屋	区域拡大 存続期間変更	608	749	1,357			希少鳥獣保護のため	現在の存続期間 18.11.1～28.10.31
	身近	西和賀町志賀来山 (沢内村志賀来山)	期間更新 名称変更	108		108			市町村合併による	
	身近	水沢大師山 (水沢市大師山)	期間更新 名称変更	42		42			市町村合併による	
身近	一関市大東町室根高原 (大東町室根高原)	期間更新 名称変更	261		261		市町村合併による			
H20計		17箇所		17,249	1,284	18,533				
21	森林	葛巻町外川	期間更新	1,110		1,110	21.11.1～ 31.10.31			
	森林	滝沢	期間更新	2,020		2,020			*	
	森林	花巻市戸塚森森林公園 (戸塚森森林公園)	期間更新 名称変更	23		23			市町村合併による	
	森林	焼石連峰	期間更新 (面積変更)	7,193	4	7,189			(面積精査による)	(区域変更なし)
	森林	久慈市侍浜	期間更新	200		200				
	森林	久慈市山根	期間更新	668		668				
	森林	久慈溪流	期間更新	1,823		1,823				
	大規模	八幡平	期間更新	16,262		16,262				うち特別保護地区 1,742ha *
	身近	山田町船越大島	期間更新	22		22				全域特別保護地区
	身近	宮古市十二神山	期間更新	120		120				*
H21計		10箇所		29,441	4	29,437				

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の 存続期間	変 更 理 由	備 考
				異動前の 面積(ha)	異動面積 (ha)	異動後の 面積(ha)			
22	森林	八幡平市矢神岳 (安代町矢神岳)	期間更新 名称変更	675		675	22.11.1～ 32.10.31	市町村合併による	
	森林	雫石町	期間更新	2,280		2,280			
	森林	岩手町	期間更新	3,890		3,890			*
	森林	滝沢村砂込	期間更新	457		457			うち特別保護地区 15ha
	森林	北上市相去	期間更新	361		361			
	森林	五葉山	期間更新	2,489		2,489			うち特別保護地区 1,151ha *
	森林	陸前高田市箱根山	期間更新	40		40			
	森林	宮古市崎山	期間更新	1,089		1,089			
	森林	二戸市上斗米	期間更新	1,265		1,265			
	森林	鳥越	期間更新	182		182			
	身近	浄土ヶ浜・蛸の浜	期間更新	241		241			うち特別保護地区 67ha
H22計		11箇所		12,969	0	12,969			
23	森林	家畜改良センター岩手牧 場	期間更新	868		868	23.11.1～ 33.10.31		
	森林	北上市飛勢城	期間更新	129		129			
	森林	前沢月山 (前沢町月山)	期間更新 名称変更	90		90			市町村合併による
	森林	川井村達首部	期間更新	1,327		1,327			*
	森林	洋野町中野西部 (種市町中野西部)	期間更新 名称変更	1,090		1,090			市町村合併による
	森林	九戸村夏間木	期間更新	51		51			
H23計		6箇所		3,555	0	3,555			
合 計		61箇所		73,617	1,301	74,918			

注1 指定区分は、次のとおり。

森林 森林鳥獣生息地、大規模 大規模生息地、渡来 集団渡来地、繁殖 集団繁殖地、
希少 希少鳥獣生息地、回廊 生息地回廊、身近 身近な鳥獣生息地

注2 備考欄の「*」は、国有林を含む。

(参考) 国指定鳥獣保護区の指定状況(更新等は環境省が行う。)

区分	名 称	所在地	面 積	存 続 期 間	備 考
繁殖	三貫島鳥獣保護区	釜石市	25ha	13.11.1～33.10.31	全域が特別保護地区に指定
繁殖	日出島鳥獣保護区	宮古市	8ha	14.11.1～34.10.31	全域が特別保護地区に指定

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

本県では、鳥獣保護区の区域内において、特に鳥獣の生息環境の保全を必要とする場所について、水面の埋立て、工作物の新築等一定の行為が規制される特別保護地区の指定に努めてきたところであり、第9次計画終了時までには14箇所(8,827ha)を指定した。

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、今後においても特別保護地区の指定に努めるとともに、本計画の期間中に期間満了となる9箇所(6,174ha)の特別保護地区について、引き続き指定(再指定)する。

なお、特別保護地区の指定には至らないが、鳥獣保護区のうち希少鳥獣生息地及び集団繁殖地の保護区については、その重要性に鑑み、関係者等に対して生息環境の保全について配慮を求める。

イ 指定区分ごとの方針

指定区分	方針
(ア) 森林鳥獣生息地の保護区	良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定する。
(イ) 大規模生息地の保護区	猛禽類や大型鳥獣を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定する。
(ウ) 集団渡来地の保護区	渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定に努める。
(エ) 集団繁殖地の保護区	保護対象となる鳥獣の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定する。
(オ) 希少鳥獣生息地の保護区	保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な広範囲の区域について指定に努める。
(カ) 生息地回廊の保護区	保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定に努める。
(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区	鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

ウ 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定するよう努める。

(3) 特別保護地区の指定内訳

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積 ha	存続期間	指定面積 ha	存続期間	指定面積 ha	存続期間	
19	森林鳥獣生息地	岩洞湖	1,680	19.11.1 ~ 29.10.31	620	19.11.1 ~ 29.10.31			再指定
	計	1箇所	1,680		620				
20	森林鳥獣生息地	盛岡市小貝沢	2,857	20.11.1 ~ 30.10.31	101	20.11.1 ~ 30.10.31			再指定
	森林鳥獣生息地	早池峰山	8,150		2,422				再指定*
	森林鳥獣生息地	三陸町首崎	34		34				再指定
	計	3箇所	11,041		2,557				
21	大規模生息地	八幡平	16,262	21.11.1 ~ 31.10.31	1,742	21.11.1 ~ 31.10.31			再指定*
	集団繁殖地	山田町船越大島	22		22				再指定
	計	2箇所	16,284		1,764				
22	森林鳥獣生息地	滝沢村砂込	457	22.11.1 ~ 32.10.31	15	22.11.1 ~ 32.10.31			再指定
	森林鳥獣生息地	五葉山	2,489		1,151				再指定*
	身近な鳥獣生息地	浄土ヶ浜・蛸の浜	241		67				再指定
	計	3箇所	3,187		1,233				
合計	9箇所	32,192		6,174					

注1 特別保護指定区域の指定予定は、なし。

注2 備考欄の「*」は、国有林を含む。

3 休猟区の指定

(1) 方針

ア 休猟区は、可猟地域における狩猟鳥獣生息数の回復を図るためのものであり、本計画の期間中においても、鳥獣の減少傾向や繁殖適地を考慮しながら、分布に偏りがないように指定する。

イ 本計画の期間中、毎年度、可猟地域面積の概ね3分の1を休猟区に指定するよう努める。

なお、休猟区の期間満了後は、当該休猟区に隣接する地区を新たに休猟区に指定するよう努める。

ウ これまでの指定効果等から、休猟区の存続期間は原則として2年間とする。

エ 道路、河川、鉄道等の現地で容易に確認できる境界線により区域を設定するよう努める。

オ 休猟区の指定に当たっては、農林関係者や住民等の理解が得られるように留意する。

カ 県全体の休猟区指定の目標面積は、129,791ha(年度当たり)。1箇所当たり1,500ha以上を目標とする。

(算定方法)

A 県土面積	1,527,863ha	-----	(a)
B 控除面積	749,118ha	-----	(b)
【内訳 鳥獣保護区 143,263ha + 銃猟禁止区域 83,445ha + 猟区 26,692ha + 狩猟不可能区域(上記区域を除いた市街地、山岳地等) 495,718ha】			
C 可猟地域面積	778,745ha	-----	(a) - (b)
D 休猟区指定目標面積	129,791ha (年度当たり)	-----	C×1/6

(2) 休猟区指定計画

年度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積(ha)	存続期間	備考
19	盛岡市	盛岡市手代森	1,386	19.11.1 ~ 21.10.31	
	盛岡市	盛岡市玉山区日戸釘ノ平	1,920		
	盛岡市	盛岡市玉山区蛇塚外山	1,800		
	八幡平市	八幡平市瀬の沢	3,295		*
	八幡平市	八幡平市山後	1,440		
	八幡平市	八幡平市沼利	2,258		*
	雫石町	雫石町上野沢	2,558		*
	雫石町	雫石町志戸前川	1,994		
	雫石町	雫石町女助山	2,853		*
	岩手町	岩手町丹藤	2,226		*
	岩手町	岩手町浮島	1,349		*
	紫波町	紫波町大森山	2,866		*
	花巻市	花巻市東和町谷内	1,210		
	花巻市	花巻市東和町小山田	1,162		
	遠野市	遠野市山口・飯豊	2,824		*
	遠野市	遠野市小友・鱒沢	1,406		
	北上市	北上市綱取	1,762		*
	北上市	北上市明神岳	1,660		
	西和賀町	西和賀町野々宿	2,000		
	西和賀町	西和賀町新山	3,087		*
	奥州市	奥州市江刺区稲瀬	1,224		
	奥州市	奥州市江刺区立石・永倉山	2,368		*
	奥州市	奥州市江刺区大幡・薪ヶ入	1,587		
	一関市	一関市岡山	2,130		
	一関市	一関市山谷	1,837		*
	一関市	一関市弥栄	1,330		
	一関市	一関市老松・日形	2,594		
	一関市	一関市大東町山滝	1,619		
	一関市	一関市矢越西	1,208		
	陸前高田市	陸前高田市長部	1,047		
	住田町	住田町加芳山	2,549		*
	宮古市	宮古市麦生野	3,215		*
宮古市	宮古市花輪	2,800			

年度	休獵区指定所在地	休獵区名称	指定面積(ha)	存続期間	備考
19	宮古市	宮古市亀ヶ森	3,706	19.11.1 ~ 21.10.31	*
	宮古市	宮古市畑	2,350		*
	宮古市	宮古市押角	2,174		
	川井村	川井村大仁田	5,834		*
	川井村	川井村鬼米内	6,566		*
	岩泉町	岩泉町毛無森	2,637		
	岩泉町	岩泉町三田貝	1,645		*
	岩泉町	岩泉町駒ヶ沢	2,114		*
	岩泉町	岩泉町大牛内	1,050		*
	岩泉町	岩泉町半城子	1,380		*
	田野畑村	田野畑村西部	8,160		*
	久慈市	久慈市侍浜	2,187		*
	久慈市	久慈市戸呂町	2,680		
	野田村	野田村玉川	1,724		*
	普代村	普代村茂市	1,260		
	洋野町	洋野町大沢	1,961		
	二戸市	二戸市川代	3,210		
	二戸市	二戸市浄法寺町手倉森	1,830		*
	軽米町	軽米町小玉川	3,115		
	九戸村	九戸村戸田東	2,113		
一戸町	一戸町月館	1,921			
	H19計	54	126,181		
20	盛岡市	盛岡市高洞山	1,941	20.11.1 ~ 22.10.31	
	盛岡市	盛岡市玉山区砂子沢	1,523		
	盛岡市	盛岡市玉山区下田	2,044		
	八幡平市	八幡平市目名市	2,031		
	八幡平市	八幡平市暮坪	1,947		*
	八幡平市	八幡平市松川	2,920		*
	雫石町	雫石町坂本	1,342		*
	雫石町	雫石町長山	2,787		*
	葛巻町	葛巻町鍋倉	1,471		
	葛巻町	葛巻町吉ヶ沢	3,271		
	葛巻町	葛巻町小苗代	1,530		
	岩手町	岩手町水堀	1,264		*
	紫波町	紫波町長岡	1,660		*
	花巻市	花巻市尻平川	1,575		*
	花巻市	花巻市石鳥谷町大瀬川	1,443		*
	遠野市	遠野市前川原	1,400		
	遠野市	遠野市丸森山	3,950		*
	遠野市	遠野市大開山	2,200		*
	遠野市	遠野市胴具足山	1,240		
	北上市	北上市山口	1,860		*
	西和賀町	西和賀町大石	2,593		*
	西和賀町	西和賀町若畑	2,114		*
	奥州市	奥州市江刺区伊手	1,831		
	奥州市	奥州市江刺区奈良原・山沢	1,100		
	奥州市	奥州市江刺区原体・湯坪	1,602		
	奥州市	奥州市衣川区餅転	2,400		*
	奥州市	奥州市衣川区中部	2,287		*
	一関市	一関市祭時・須川	4,520		*
	一関市	一関市市野々	2,033		
	一関市・平泉町	一関市・平泉	1,786		*
	一関市	一関市大東町大馬場	567		
	一関市	一関市大東町山口	1,700		*
	一関市	一関市東山町竹沢	1,625		
一関市	一関市大森山	1,402			
藤沢町	藤沢町上大籠	1,027			
陸前高田市	陸前高田市氷上山	856	*		
住田町	住田町裏下山・秋丸	1,658			
山田町	山田町荒川	5,373	*		

年度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積(ha)	存続期間	備考
20	山田町	山田町関口・田子の木	2,102	20.11.1 ~ 22.10.31	*
	川井村	川井村川井北	6,976		
	川井村	川井村田代北	4,492		*
	岩泉町	岩泉町沢中	997		
	岩泉町	岩泉町メズクメ	2,465		
	岩泉町	岩泉町関の沢	1,615		
	岩泉町	岩泉町折壁	1,387		
	久慈市	久慈市大川目	2,270		*
	久慈市	久慈市荷軽部	4,190		
	洋野町	洋野町帯島	2,701		
	二戸市	二戸市下斗米	3,536		
	二戸市	二戸市浄法寺町大清水	1,675		*
	軽米町	軽米町晴山	2,050		
	一戸町	一戸町小繫	2,630		
	H20計	52	114,959		
21	盛岡市	盛岡市鬼ヶ瀬山	1,508	21.11.1 ~ 23.10.31	
	盛岡市	盛岡市玉山区川又	1,352		
	盛岡市	盛岡市玉山区大尺山	1,632		
	八幡平市	八幡平市天狗森	3,130		*
	八幡平市	八幡平市渋川	1,152		
	雫石町	雫石町高倉	2,782		*
	雫石町	雫石町橋場	679		*
	雫石町	雫石町九十九沢	2,251		*
	岩手町	岩手町豊岡	2,439		*
	紫波町	紫波町東根	1,250		
	花巻市	花巻市東和町中内	1,600		
	花巻市	花巻市東和町土沢	1,312		*
	遠野市	遠野市大洞・大出	5,040		*
	遠野市	遠野市貞任山	5,183		*
	遠野市	遠野市飛竜山	1,500		*
	北上市	北上市口内北部	1,442		*
	北上市	北上市横川目	2,001		*
	西和賀町	西和賀町当染	2,130		*
	西和賀町	西和賀町貝沢	2,000		*
	奥州市	奥州市江刺区北新田	1,476		*
	奥州市	奥州市江刺区重王堂・口沢	2,295		
	奥州市	奥州市江刺区栴木田・北田	1,383		
	一関市	一関市槻木平	1,539		
	一関市	一関市萩荘南	2,345		*
	一関市	一関市滝沢	2,578		
	一関市	一関市日形・永井	1,972		
	一関市	一関市大東町前田野	1,627		*
	一関市	一関市笹森山	1,210		
	陸前高田市	陸前高田市小黑山	658		*
	住田町	住田町大股・小股	2,274		*
	宮古市	宮古市宮古	2,725		
	宮古市	宮古市千徳	3,966		
	宮古市	宮古市新田	2,300		*
	宮古市	宮古市戸塚	2,495		
	川井村	川井村小国	4,536		*
	岩泉町	岩泉町中島	1,519		
	岩泉町	岩泉町南沢	1,823		
	岩泉町	岩泉町滝の上	1,637		
	岩泉町	岩泉町松ヶ沢	2,801		
	田野畑村	田野畑村東部	4,135		*
久慈市	久慈市戸鎖	1,660	*		
久慈市	久慈市芋谷	2,261	*		
野田村	野田村横合	1,581	*		
普代村	普代村卯子西	1,678			
洋野町	洋野町麦沢	1,913			

年度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積(ha)	存続期間	備考
21	二戸市	二戸市福田	2,281	21.11.1 ~ 23.10.31	*
	二戸市	二戸市浄法寺町谷地屋敷	2,065		
	軽米町	軽米町長倉	2,630		
	九戸村	九戸村伊保内	2,534		
	一戸町	一戸町茂谷	2,683		
	H21計	50	108,963		
22	盛岡市	盛岡市太田飯岡	2,152	22.11.1 ~ 24.10.31	*
	盛岡市	盛岡市玉山区城内	1,142		
	盛岡市	盛岡市玉山区馬場沢目	2,599		
	八幡平市	八幡平市大尺山	1,923		
	八幡平市	八幡平市外野	2,477		
	八幡平市	八幡平市高石野	2,322		
	葛巻町	葛巻町田野	2,592		
	葛巻町	葛巻町小屋瀬	1,630		
	葛巻町	葛巻町江刈	2,360		
	岩手町	岩手町黒石	2,075		
	紫波町	紫波町佐比内	2,650		
	花巻市	花巻市太田	2,075		
	花巻市	花巻市石鳥谷町黒森山	2,103		
	遠野市	遠野市小友	2,600		
	遠野市	遠野市石上山	3,652		
	遠野市	遠野市笠之通	3,775		
	北上市	北上市仙人	2,172		
	西和賀町	西和賀町川尻	1,460		
	西和賀町	西和賀町川舟	2,648		
	奥州市	奥州市江刺区根木町	1,301		
	奥州市	奥州市江刺区柿ノ木・樽和	2,660		
	奥州市	奥州市衣川区北股東部	2,481		
	奥州市	奥州市衣川区大原山	1,913		
	奥州市	奥州市衣川区西風山	588		
	一関市	一関市猪岡	2,080		
	一関市・平泉町	和山	1,421		
	一関市・平泉町	長島	1,496		
	一関市	一関市大東町七ツ森	1,362		
	一関市	一関市大東町上摺沢	1,303		
	一関市	一関市東山町横沢	1,874		
	一関市	一関市折壁	1,025		
	藤沢町	藤沢町下大籠	1,157		
	陸前高田市	陸前高田市竹駒	1,070		
	住田町	住田町下有住	3,022		
	山田町	山田町水呑場山	5,891		
	山田町	山田町鯨山	2,020		
	川井村	川井村箱石	6,661		
	川井村	川井村平津戸	5,910		
	岩泉町	岩泉町鼠入川	1,427		
	岩泉町	岩泉町皆ノ川	2,375		
	岩泉町	岩泉町国境	1,723		
岩泉町	岩泉町大川	2,358			
岩泉町	岩泉町高須賀	1,537			
久慈市	久慈市夏井	2,934			
久慈市	久慈市霜畑	1,994			
洋野町	洋野町林郷	3,069			
二戸市	二戸市上斗米	2,711			
二戸市	二戸市浄法寺町太田	1,050			
軽米町	軽米町笹渡	2,840			
一戸町	一戸町中山	2,460			
	H22計	50	116,120		
23	盛岡市	盛岡市朝島山	1,150	23.11.1 ~ 25.10.31	*
	盛岡市	盛岡市玉山区日戸釘ノ平	1,920		

年度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積(ha)	存続期間	備考	
23	盛岡市	盛岡市玉山区蛇塚外山	1,800	23.11.1 ~ 25.10.31		
	八幡平市	八幡平市朝日山	3,160		*	
	八幡平市	八幡平市荒木田山	4,764		*	
	岩手町	岩手町芦田内	1,302		*	
	岩手町	岩手町曲り	1,270		*	
	花巻市	花巻市東和町谷内	1,210			
	花巻市	花巻市東和町小山田	1,162			
	遠野市	遠野市赤羽根	3,206		*	
	遠野市	遠野市耳切山	6,779		*	
	遠野市	遠野市内楽木峠	1,813			
	北上市	北上市更木	1,510		*	
	北上市	北上市本畑	1,561		*	
	西和賀町	西和賀町湯川	2,293		*	
	西和賀町	西和賀町本内川	2,800		*	
	奥州市	奥州市江刺区鶴城・浅倉	1,905			
	奥州市	奥州市江刺区上芦沢・四ツならい	2,063			
	奥州市	奥州市江刺区川欠	1,612			
	一関市	一関市巖美・長根	2,658			
	一関市	一関市萩荘・巖美	2,004			
	一関市	一関市真柴	1,398			
	一関市	一関市永井・涌津	1,673			
	一関市	一関市大東町鳥海	1,605			
	一関市	一関市矢越山	1,073			
	陸前高田市	陸前高田市の場	1,049			
	住田町	住田町川向・合地沢	1,429		*	
	宮古市	宮古市豊峰	4,363		*	
	宮古市	宮古市十二神	3,386		*	
	宮古市	宮古市田老	1,167			
	宮古市	宮古市平沢北山	3,440		*	
	川井村	川井村田代南	5,069		*	
	川井村	川井村川井南	4,024		*	
	岩泉町	岩泉町大坂本	3,253		*	
	岩泉町	岩泉町救沢	1,617			
	岩泉町	岩泉町八重沢	1,608			
	田野畑村	田野畑村西部	8,160		*	
	久慈市	久慈市夏井下	2,355			
	久慈市	久慈市日野沢	2,720			
	野田村	野田村玉川	1,724		*	
	普代村	普代村力持・白井	544			
	洋野町	洋野町大沢	1,961			
	二戸市	二戸市福岡	1,900			
	二戸市	二戸市浄法寺町川又	1,585			
	軽米町	軽米町円子	3,600			
	九戸村	九戸村五枚橋	3,669			
	一戸町	一戸町姉帯	3,060			
		H23計	47		115,374	
		合計	253		581,597	

注 備考欄の「*」は、国有林を含む。

(3) 特例休猟区指定計画

特定計画の対象区域内の休猟区において、特定計画の対象鳥獣であるツキノワグマ及びニホンジカを狩猟により捕獲することが、特定計画の達成を図るため特に必要と認められるときは、農林業被害等の状況、関係機関等の意見などを踏まえ、特定計画の対象区域内の休猟区の全部又は一部について、当該特定鳥獣を狩猟による捕獲をすることができる区域（以下「特例休猟区」という。）への指定に努め、特定計画の効果的・効率的な目標達成を図る。

なお、特例休猟区の指定に当たっては、鳥獣の生息状況を把握し、対象となる鳥獣以外の鳥獣の生息に影響を与えないようにする。また、特定計画の実施期間中においてもモニタリングを行い、鳥獣の生息状況に影響が見られる場合には、必要に応じて特例休猟区の指定を見直す。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

- ア 鳥獣保護区の指定又は区域拡大を予定する区域等について、鳥獣の生息状況、生息環境、開発の動向等について調査を行い、指定等の検討資料とする。
- イ 鳥獣保護区の指定目的を達成するため、それぞれの鳥獣保護区の自然環境等に配慮しながら管理施設、利用施設等の整備・充実を図る。
- ウ 鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう、必要な標識を設置するとともに、管理施設の充実に努める。
- エ 人と鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、ネイチャーセンターの観察路、観察舎等及び鳥獣保護区の給餌・給水施設等の利用施設について、必要に応じて整備（維持補修等を含む。）に努める。
- オ 鳥獣保護員が定期的に鳥獣保護区を巡視するとともに、必要に応じて指定前後の状況等を調査するなど、鳥獣保護区の保護管理の充実に努める。

(2) 指定・区域拡大のための調査計画

対象区域等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
大槌町尺丈沢鳥獣保護区	19年度	文献調査・現地調査 (ラインセンサス法) (聞き取り調査)	
岩泉町追子沢鳥獣保護区	20年度		
岩泉町伏屋鳥獣保護区	20年度		
葛巻町黒森鳥獣保護区	22年度		
五輪峠鳥獣保護区	23年度		

(3) 整備計画

ア 管理施設の整備

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
鳥獣保護区の標識の設置 (県内一円)	17箇所 200枚	18箇所 240枚	10箇所 170枚	12箇所 180枚	7箇所 90枚
管理施設(ネイチャーセンター)の 整備(滝沢鳥獣保護区)	必要に応じて整備(維持補修等を含む。)に努める。				

イ 利用施設の整備

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
観察路、観察舎等(ネイチャーセンター)の 整備(滝沢鳥獣保護区)	必要に応じて整備(維持補修等を含む。)に努める。				
その他の施設(鳥獣保護区の給餌・ 給水施設等)の整備(県内一円)	必要に応じて整備(維持補修等を含む。)に努める。				

(4) 巡視、管理のための調査計画

区 分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
巡視（県内一円） （鳥獣保護員）	箇所数	139	140	140	141	142
	人 員	74	74	74	74	74
調 査		必要に応じて管理のための調査を実施する。				

(5) 保全事業の推進に関する方針

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、鳥獣保護法第28条の2に定める保全事業の実施により生息環境の改善に努める。

保全事業を行うに当たっては、県は、関係者の意見を聞き、当該鳥獣保護区の保護に関する指針において、保全事業の目標、区域及び事業内容を定める。

県又は市町村は、保全事業を実施するときは、この指針に適合した保全事業の実施計画を作成するとともに、土地の所有者等の合意形成、関係機関等との調整を図る。

なお、保全事業の実施後においても目標達成の状況のモニタリング等に努める。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

本県における主要な狩猟鳥の一つであるキジは、その捕獲数が減少の傾向を示し、生息数も減少しているものと考えられることから、その人工増殖に努める。

増殖の実施は、現在民間養殖業者を中心に安定して行われていることから、今後においても民間養殖業者を中心に行うこととし、鳥獣保護センターにおいては、必要な技術指導等を行う。

なお、希少鳥獣等の人工増殖については、現在、県では実施していないが、種の保存のため、今後、取り組むことも想定されることから、鳥獣保護センターにおいて必要な情報の蓄積に努める。県以外の機関で行われている希少鳥獣等の人工増殖（放鳥獣を含む。）については、必要な支援に努める。

(2) 人工増殖計画

年 度	希少鳥獣等		狩 猟 鳥 獣		備 考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
19年度 ～ 23年度			キジ	養殖業者から技術指導等の要請があった場合、鳥獣保護センターにおいて対応する。	民間養殖業者による人工増殖計画 キジ3,000羽/年

2 放鳥獣

(1) 放鳥

ア 方針

県では、昭和40年度からキジの放鳥を開始し、平成2年度からは放鳥効果が高いと言われる春にも放鳥しており、平成16年度までは毎年1,000～2,000羽放鳥していたが、平成17年度からは800～900羽放鳥している(そのほかに、平成17年度は猟友会、市町村等で約1,000羽放鳥した)。

本計画の期間中においても、キジの保護と狩猟資源の確保を図るため、県では、生息適地である休猟区を中心に野生化訓練を経た健全なキジを年間約800羽放鳥する。また、市町村等においても合わせて年間約300羽程度の放鳥を実施するよう要請する。

なお、放鳥する個体は、病原体の伝播等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものとする。特に高病原性鳥インフルエンザが発生しているときは、放鳥事業用のキジ養殖業者に対して、衛生管理の徹底や個体の健康状況の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討する。

イ 放鳥計画

種類名	放鳥の地域	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
キジ	休猟区	40箇所 800羽	40箇所 800羽	40箇所 800羽	40箇所 800羽	40箇所 800羽
	猟区	3箇所 300羽	3箇所 300羽	3箇所 300羽	3箇所 300羽	3箇所 300羽
	計	43箇所 1,100羽	43箇所 1,100羽	43箇所 1,100羽	43箇所 1,100羽	43箇所 1,100羽

注 市町村等の放鳥数を含む。

ウ 放鳥効果測定調査

県が放鳥するキジ(オス)に標識(足環)を装着し、回収した標識から放鳥年月日、放鳥場所等を確認することにより、その定着状況等を明らかにし、放鳥効果を把握する。

なお、回収率を上げるために、狩猟者に対する事故防止研修会等において周知を図る。

対象種類	調査年度	放鳥数	標識		調査方法
			標識の種類	装着数	
キジ	19～23	4,000羽 (800羽/年)	足環	概2,000羽 (400羽/年)	捕獲者からの足環の回収による調査

(2) 放獣

獣類については、放獣すると生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、絶滅のおそれのある獣類の保護や地域個体群の維持等のために必要な場合を除き、放獣を行わないよう指導する。

(3) 外来鳥獣等の取扱い

外来鳥獣等については、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により、生態系を攪乱し生物多様性を損なうおそれがあることから、放鳥獣を行わないよう指導を徹底する。

特に、外来生物法の特定期外生物に指定された鳥獣は、同法により野外に放つことが禁止されていることを周知徹底する。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可並びに被害防除対策に関する事項

1 基本方針

(1) 許可する場合の基本的考え方

鳥獣保護法第9条の鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下「捕獲等」という。）又は鳥類の卵の採取等（採取又は損傷をいう。以下「採取等」という。）について許可する場合、その目的別の基本的考え方は次のとおりとする。

捕獲等又は採取等の目的	許可する場合の基本的考え方	
ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下この章において「被害」という。）の防止の目的	鳥獣による被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合であって、原則として防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに、その防止及び軽減を図るために行われる場合に許可する。	
イ 学術研究（環境省足環を装着する標識調査を含む。）の目的	当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであって、適正な研究計画の下で行われる場合に許可する。	
ウ 特定計画に基づく数の調整の目的	人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われる場合に許可する。	
エ その他 特別な 事由の 目的	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	鳥獣行政担当職員により職務上の必要があって行われる場合に許可する。
	傷病により保護を要する鳥獣（以下「傷病鳥獣」という。）の保護の目的	鳥獣行政担当職員や鳥獣保護員等により傷病鳥獣を保護するために行われる場合に許可する。
	博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために行われる場合に許可する。
	養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	鳥類の人工養殖を行っている者により遺伝的劣化を防止するために行われる場合に許可する。
	伝統的な祭礼行事等に用いる目的	伝統的な祭礼行事等に用いるために行われる場合に許可する。
	前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	環境教育のための利用、環境影響評価のための個体調査、被害防除対策事業等のための追跡調査など、公益に資すると認められる目的のために行われる場合に許可する。

(2) 許可しない場合の基本的な考え方

次のような場合には、捕獲等又は採取等を許可しないこととする。

- ア 愛がんのための飼養を目的としている場合（メジロを含め、原則としていかなる場合においても許可しない。）
- イ 捕獲等又は採取等の後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲等又は採取等の目的が(1)に掲げる目的に適合しないと判断される場合

- ウ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等による被害が生じている地域又は今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、この限りではない。
- エ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- オ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがある場合
- カ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは社寺境内、墓地の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- キ 鳥獣保護法第 36 条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「施行規則」という。）第 45 条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、鳥獣保護法第 37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲等については、次の基準を満たす場合に許可することとする。ただし、ア（ア）のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期及びツキノワグマの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

使用目的	基準
ア 獣類の捕獲等の目的 （ウの場合を除く。）	(ア) くくりわなを使用する方法の場合は、原則として輪の直径が 12 センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。 (イ) とらばさみを使用する方法の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は 12 センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。
イ イノシシ及びニホンジカの捕獲等の目的	くくりわなを使用する方法の場合は、ア（ア）の規制に加えて、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。
ウ ツキノワグマの捕獲等の目的	はこわなに限ること。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、区域の限定、方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物又は採取物（以下「捕獲物等」という。）の処理の方法、安全の確保・静穏の保持、周辺環境への配慮及びわなの数量の限定及び見回りの実施方法等について付すこととする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点

から適切な条件を付すこととする。

(5) 捕獲等又は採取等の実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、捕獲等又は採取等の実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、必要に応じて事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、網、わな等を使用する際には、鳥獣保護法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名（名称）、許可権者名、許可の有効期間、許可証の番号及び捕獲等又は採取等をしようとする鳥獣又は鳥類の卵の種類を記載した金属製又はプラスチック製の標識を装着させることとする。ただし、捕獲等に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合で、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できないときは、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

(6) 捕獲物等の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として施行規則第19条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究及び環境教育等に利用できる場合は、努めてこれを利用するよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマ及びカモシカについては、違法に輸入された個体及び国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、毛皮等に製品化する場合は目印標（製品タッグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

(7) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、数量、捕獲努力量等についての報告を求める（必要に応じ写真又はサンプルを添付させる。）。

特に、傷病鳥獣を保護したときは、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図る。

(8) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る許可の考え方

希少鳥獣等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲等又は採取等の許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲等又は採取等が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正な捕獲が行われるようにする。

(9) 許可権限の市町村への移譲

県内各地に生息しており、それぞれの市町村において捕獲等の許可がなされても、これにより種の存続を脅かされるおそれの少ない鳥獣については、捕獲等の許可事務の迅速な対応と住民サービスの向上が図られることから、2(3)イ(カ)「鳥獣の種類別許可基準」に掲げるとおり捕獲等の許可権限を引き続き市町村に移譲する。

権限の移譲に当たっては、市町村の関係部署の連携の下、関係法令等に基づき適切に許可事務を遂行するとともに、当該事務の執行状況を適切に報告するよう、市町村に要請する。

なお、本計画の期間中においても対象種の拡大等について検討する。

2 鳥獣による被害の防止を目的とする場合の許可基準等

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

鳥獣による被害の防止を目的とする捕獲等又は採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、原則として被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うこととする。

(2) 予察捕獲の基本的考え方

鳥獣による農林作物等の被害のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可する。

予察捕獲を実施する場合は、被害発生のおそれのある地域ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等を予察した鳥獣の種類別、地域別の被害発生予察表を作成する。

予察捕獲については、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにする。なお、予察捕獲の対象とする鳥獣による被害の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど適切に対応する。

(3) 有害鳥獣捕獲の許可基準の設定

ア 方針

有害鳥獣捕獲の許可は、被害の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うこととする。

狩猟鳥獣、カワウ、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、ウソ、オナガ、ニホンザル以外の鳥獣については、被害が生じることは稀であるため、上記以外の鳥獣についての有害鳥獣捕獲の許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、有害鳥獣捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱う。

なお、希少鳥獣等保護の必要性が高い種又は地域個体群については、更に慎重に取り扱う。

また、外来鳥獣等による被害の防止を図る場合は、当該外来鳥獣等を根絶又は抑制するため、有害鳥獣捕獲又は外来生物法により適切に対処する。

イ 許可基準

（ア）許可申請者等

有害鳥獣捕獲の許可申請者は、原則として、被害を受けた者若しくは被害を受けた者から依頼された者（以下「被害者等」という。）又は国、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の法人（以下「法人」という。）とする。

有害鳥獣捕獲の捕獲実施者（の許可申請者をいう。ただし、法人にあっては、その許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者（以下「従事者」という。）をいう。以下同じ。）は、銃器（装薬銃）を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合は第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を所持する者）銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする（ただし、当該狩猟免許の効力が停

止中の者を除く。)

捕獲実施者は、必要最小限の数とするとともに、その中に被害発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者を含むこととする。

捕獲実施者は、適切に有害鳥獣捕獲を行うために必要な狩猟経験を有する者とし、原則として地区猟友会長等の推薦を受けた者とする。

(イ) 鳥獣の種類・捕獲等又は採取等の数

有害鳥獣捕獲の対象鳥獣の種類は、現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数(羽、頭、個)とする。

鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、次のいずれかに該当する場合のみ行うこととする。

現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

(ウ) 時期・期間

有害鳥獣捕獲を実施する時期は、原則として被害が生じている時期(予察捕獲の場合を除く。)のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期とする。

有害鳥獣捕獲を実施する期間は、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とする。

有害鳥獣捕獲の対象鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は、できる限り避けることとする。

狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲は、狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査するなど、適切に対応する。

(エ) 区域

有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。

被害が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施するなど、効果的に実施されるよう市町村等に要請する。

鳥獣保護区等で実施する場合は、他の鳥獣の繁殖等に支障が生じないよう慎重に取り扱う。集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、特に鳥獣の保護を図ることが必要な地域においては、更に慎重に取り扱う。

(オ) 方法

有害鳥獣捕獲を実施する方法は、従来捕獲実績を考慮した最も効果のある方法(銃器、網又はわな)によることとする。

空気銃を使用した捕獲等は、中・小型鳥類に限ることとする。

鳥獣保護法第 15 条第 1 項に基づき鉛製散弾を使用する猟法を禁止している指定猟法禁止区域においては、禁止された鉛製散弾は使用しないこととする。

の禁止区域以外においても、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努めることとする。

有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう注意することとする。

(カ) 鳥獣の種類別許可基準

(ア) から (オ) までに掲げるもの(以下この項において「共通許可基準」という。)のほか、許可権者及び鳥獣の種類別の許可基準を次のとおりとする。

許可権者	鳥獣の種類	許可基準					備考
		許可申請者	捕獲等又は採取等の数	時期	期間	方法	
市町村	ゴイサキ、カガモ、キジバト、ヒヨドリ、コウライズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノサキ、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、カラバト(ドバト)	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり。ただし、別表1に掲げるものを除く。	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	鳥類の卵の採取等を除く。
	ツキノワグマ	原則として地方公共団体。ただし、状況に応じて被害者等又は地方公共団体以外の法人も可能とする。	共通許可基準のとおり	不測の事態により人身に対する危害が発生した場合又は危害が発生するおそれがあり、かつ、緊急を要する場合	5日を限度とする	銃器	当該事務処理を行うことを希望する市町村に限る。
	アナグマ、ハクビシン、カワウ	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	銃器又はわな	鳥類の卵の採取等を除く。当該事務処理を行うことを希望する市町村に限る。
	ニホンジカ	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	銃器又はわな	当該事務処理を行うことを希望する市町村に限る。ただし、特定計画に定める地域個体群保護地域を除く。

県	ツキノワグマ	原則として地方公共団体。ただし、状況に応じて被害者等又は地方公共団体以外の法人も可能とする。	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	30日を限度とする	銃器又はわな	予察捕獲は認めない。 原則として追い払いの方法により対応するものとする。
	ニホンジカ	原則として地方公共団体。ただし、状況に応じて被害者等又は地方公共団体以外の法人も可能とする。	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	30日を限度とする	銃器又はわな	
	その他の鳥獣 (環境大臣権限以外の鳥獣)	原則として地方公共団体。ただし、状況に応じて被害者等又は地方公共団体以外の法人も可能とする。	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	

注 特定計画の対象地域において、特定鳥獣の有害鳥獣捕獲をした場合であっても、原則として、特定計画に基づく数の調整を目的とする捕獲等として取り扱われるものである。

(別表1) 捕獲実施者1人当たりの捕獲等の数の制限

鳥 獣 名	捕獲実施者1人当たりの捕獲等の数
スズメ、カラス類	200羽以内
ヒヨドリ、カルガモ、キジバト、ノウサギ	50羽以内

ウ 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、1(5)の留意事項によるほか、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させる。また、必要に応じて、許可権者又は法人の担当職員等が有害捕獲捕獲の実施に立ち会い、当該捕獲が適正に実施されるよう対処する。

なお、法人においては、指導監督の適正を期するため、従事者に対してそれぞれが行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備することとする。

(4) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

ア 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次の措置を実施する。

イ 捕獲隊の編成

ツキノワグマによる農林業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊(有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。)を編成するよう指導する。捕獲隊の編成に当たっては、危険防止の観点から必要な知識・経験・技術を有する者として地区猟友会長等の推薦を受けた者等を隊員として編成するよう指導する。

なお、当該市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、捕獲実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に要請する。

ウ 関係者間の連携強化

被害の防除対策の関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、農林水産担当部局、文化財担当部局や森林管理局、環境省地方環境事務所等との間の連携の強化に努めるとともに、関係地域において市町村、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう関係市町村に要請する。

3 鳥獣による被害の防除対策

(1) 方針

鳥獣による農林作物等への被害は、全県的に発生している。鳥類ではカラス類・スズメによる水稻や果樹の被害が多く、獣類ではツキノワグマによる人身被害及び農業被害（飼料作物等）やニホンジカ及びカモシカによる農林業被害（水稻、野菜、飼料作物、スギ等）が発生している。また、ニホンジカによる農林業被害は、従来の五葉山地域から県北部等に拡大しているほか、最近の一部地域でニホンザルによる人身被害や農業被害が発生している。

このため、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、農林水産担当部局や市町村等の関係機関との連携の下、鳥獣の生息状況や生活環境、農林業等の被害状況の把握に努め、効果的な被害防除対策を講じるとともに、有害鳥獣捕獲や狩猟を含む個体数管理など総合的な対策を推進する。

なお、被害の未然防止を図るため、まだ被害を受けていない地域住民等に対して加害鳥獣の生態や習性等に関する普及啓発にも努める。

(2) 特定鳥獣の被害防除対策

(1)に掲げた鳥獣のうち、特に被害が顕著であり、かつ地域個体群の長期にわたる安定的な維持が必要であるとして特定計画の対象鳥獣（以下「特定鳥獣」という。）としているツキノワグマ、ニホンジカ及びカモシカについては、次のような基本的考え方の下、特定計画に基づき総合的な対策を推進する。

対象鳥獣名	年 度	基本的考え方
ツキノワグマ	平成 19～23 年度	・農林業被害防除については、農林担当部局や市町村等の関係機関と連携し、被害の状況等の把握に努め、防護柵や電気柵の設置等を推進するとともに、獣害に強い集落環境管理のあり方等を検討する。
ニホンジカ	平成 19～23 年度	・ツキノワグマによる人身被害の抑制については、被害状況等の分析結果や堅果類の豊凶調査結果等を基に事故防止の普及啓発を図る。
カモシカ	平成 19～23 年度	・個体数管理については、生息状況等の把握に努め、被害と個体群維持のバランスを図りながら適切に実施する。また、個体群の動態や捕獲個体に関するモニタリングを実施する。

(3) 地域レベルの防除対策の充実

被害が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連

絡、追い払い等の体制の整備、被害実態等の的確な把握、防護柵・電気柵等の防除技術の普及、効果的な取組み事例の住民への情報提供等により、効果的な被害防除が図られるよう関係市町村に要請する。

4 鳥獣による被害の防止以外を目的とする場合の許可基準等

鳥獣による被害の防止以外を目的とする捕獲等又は採取等に係る許可基準等は、次のとおりとする。

捕獲の目的	許可権者	許可基準				備考	
		許可対象者	鳥獣の種類・捕獲等又は採取等の数	期間	区域		方法
学術研究（次項の標識調査を除く。）の目的	県	理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類又は数(羽、頭、個)	1年以内	必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。	次の、に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 鳥獣保護法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。 殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。	研究の目的及び内容が次のからまでのいずれにも該当するものであること。 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。 また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。
学術研究（環境省足環を装着する標識調査）の目的	県	国若しくは都道府県の鳥獣行政担当職員又は国若しくは都道府県から委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）	原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては同各1,000羽以内、その他の者にあつては同各500羽以内。ただし、特に必要と認められる種については、この限りでない。	1年以内	原則として、施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。	原則として、網、わな又は手捕とする。	

特定計画に基づく数の調整の目的	県	原則として地方公共団体。ただし、状況に応じて被害者等又は地方公共団体以外の法人も可能とする。	特定計画に定める種で、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭、個)	特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間(捕獲対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。)	特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・空気銃による捕獲等は、中・小型鳥類に限る。 ・鳥獣保護法第15条第1項に基づき鉛製散弾を使用する猟法を禁止している指定猟法禁止区域においては、禁止された鉛製散弾は使用しないこと。 ・上記の禁止区域以外においても猛禽類の鉛中毒を防止するために、鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲実施者は、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合は第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を所持する者)又は銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。 ・捕獲実施者は、必要最小限の数とし、被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者を含むこと。 ・狩猟期間中及びその前後においては、狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲の必要性を十分に審査するなど、適切に対応すること。
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	県	国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員	必要と認められる種類及び数(羽、頭、個)	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として、鳥獣保護法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	
傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	県	国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び数(羽、頭、個)	1年以内	必要と認められる区域	原則として、鳥獣保護法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	
博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	県	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類及び数(羽、頭、個)	6ヶ月以内	原則として、施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。	原則として、鳥獣保護法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	

養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	県	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数(羽、個)	6ヶ月以内	施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕	
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	県	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)	必要最小限の種類及び数(羽、頭、個)	30日以内	原則として、施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。	原則として、鳥獣保護法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣すること(致死させることによらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)

注1 許可対象者は、法人が許可申請者の場合は、従事者を指す。

注2 学術研究の目的で捕獲した鳥獣の措置は、原則として、次の条件に適合するものであること。

個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。

注3 環境教育のための利用、環境影響評価のための個体調査及び被害防除対策事業等のための追跡調査を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱う。

注4 上記に掲げるもの以外の捕獲等又は採取等の許可基準は、個々の事例ごとに判断する。

第五 特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用禁止区域は、特定猟具（銃器・わな）の使用に伴う危険の予防又は静穏の保持のため、特定猟具の使用を禁止する区域である。

これまで、狩猟者と住民の接する機会が多く予想される地域、見通しが悪く事故発生の危険が高い地域等について、銃器の使用を禁止する特定猟具使用禁止区域（旧銃猟禁止区域）として指定に努めた結果、第9次計画終了時までには210箇所（83,445ha）と計画を上回って指定され、銃猟による危険防止及び指定区域の静穏の保持に重要な機能を果たしている。

このことから、本計画の期間中においては、次の事項に留意し、特定猟具使用禁止区域の指定を進める。

ア 銃器・わなの使用に伴う危険の予防及び静穏の保持とともに、自然条件・社会条件の変化等に適切に対応するという観点から、特定猟具使用禁止区域の存続期間は、原則として10年間とする。

イ 学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、都市計画法上の都市施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所その他銃猟による事故発生のおそれのある区域等（銃猟に伴う危険を予防するための区域）について、特定猟具使用禁止区域に指定する。

ウ 特定猟具使用禁止区域が複数隣接しているときは、統合を進めて区域の明瞭化を図る。

エ わな猟に伴う危険を予防するための区域については、わな猟による事故発生のおそれが高まるなど本計画の期間中に必要が生じた場合は、特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

	既指定特定 猟具使用禁 止区域(A)	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						
		19年度	20	21	22	23	計(B)	
銃猟に伴う危険を予防 するための区域	箇所 210 面積 ha 83,445	箇所 36 変動面積 22,882	23	17	22	22	120	
わな猟に伴う危険を予 防するための区域	箇所 0 面積 ha 0	箇所 0 変動面積 0	0	0	0	0	0	

本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域縮小する特定猟具使用禁止区域					
19年度	20	21	22	23	計(C)	19年度	20	21	22	23	計(D)
1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
20	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中 の増減*	計画終了時の特定猟 具使用禁止区域**
19年度	20	21	22	23	計(E)		
37	24	17	24	22	124	4	206
22,391	3,246	5,584	3,249	5,396	39,866	358	83,803
0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	

* 箇所数については B - E

面積については
B + C - D - E

** 箇所数については
A + B - E

面積については

A + B + C - D - E

注1 「指定」には、新規指定、再指定、存続期間変更（延長）を含む。

注2 期間満了後、再指定するもの及び存続期間変更（更新）は、「指定」と「期間満了」の両方に記載している。

注3 「区域拡大」、「区域縮小」は、存続期間中に行うもの（面積は増減分）のみ記載しており、再指定の際に区域拡大又は区域縮小するものは含まない。

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳（廃止、期間満了等を含む。）

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積ha	存続期間	備 考
19	盛岡市	盛岡市玉山区生出(銃器)	17	19.11.1 ~ 29.10.31	再指定
	盛岡市	盛岡市玉山区好摩武道(銃器)	590		再指定
	盛岡市	盛岡市玉山区蛇沼(銃器)	67		再指定
	八幡平市	八幡平市東八幡平(銃器)	843		再指定
	八幡平市	八幡平市新町(銃器)	215		再指定
	八幡平市	八幡平市田山(銃器)	58		再指定
	葛巻町	葛巻町小苗代(銃器)	22		再指定
	岩手町	岩手町一方井(銃器)	201		再指定
	岩手町	岩手町大森(銃器)	660		再指定
	花巻市	花巻市昌歎寺(銃器)	25		再指定
	花巻市	花巻市(銃器)	5,564		再指定(旧花巻市銃猟禁止区域と旧石鳥谷町銃猟禁止区域を統合)
	花巻市	(花巻市(銃器))	(3,746)	(13.11.1 ~ 23.10.31)	19.10.31で一旦廃止
	花巻市	(石鳥谷町(銃器))	(1,818)	(9.11.1 ~ 19.10.31)	期間満了
	遠野市	遠野市猿ヶ石川(銃器)	2,923	19.11.1 ~ 29.10.31	再指定
	北上市	北上市北上(銃器)	4,830		再指定(旧北上市北上銃猟禁止区域と旧北上市村崎野銃猟禁止区域を統合)
	北上市	(北上市北上(銃器))	(4,767)		(9.11.1 ~ 19.10.31)
	北上市	(北上市村崎野(銃器))	(63)	(12.11.1 ~ 22.10.31)	19.10.31で一旦廃止
	奥州市	水沢羽田(銃器)	195	19.11.1 ~ 29.10.31	再指定
	奥州市	奥州市胆沢区南都田本木(銃器)	432		再指定
	奥州市	奥州市胆沢区若柳供養塚蛸の手(銃器)	750		再指定
	奥州市	奥州市胆沢区若柳出店(銃器)	106		再指定
	奥州市	奥州市胆沢区小山笹森(銃器)	277		再指定
	奥州市	奥州市胆沢区小山外浦(銃器)	106		再指定
	奥州市	奥州市衣川区豊巻土屋(銃器)	100		再指定
	一関市・平泉町	平泉町志羅山(銃器)	430		再指定
	一関市	一関市千厩町千厩(銃器)	558		再指定
	藤沢町	藤沢町藤沢(銃器)	211		再指定
	大船渡市	今出電話ケーブル(銃器)	65		再指定
	住田町	住田町下大股電話ケーブル(銃器)	52	再指定	
	釜石市	釜石市小川(銃器)	407	新規指定	
	釜石市	釜石市上平田(銃器)	448	再指定	
	大槌町	大槌町大槌(銃器)	193	再指定 区域拡大(+84ha)	
	山田町	山田町豊間根(銃器)	250	再指定	
	岩泉町	岩泉町小本川(銃器)	250	再指定	
	岩泉町	岩泉町追子沢(銃器)	362	9.11.1 ~ 20.10.31	存続期間変更(1年間延長)
	久慈市	久慈市宇部(銃器)	194	19.11.1 ~ 29.10.31	再指定
普代村	普代村鳥居(銃器)	364	再指定		
二戸市	二戸市(銃器)	603	再指定		
二戸市	二戸市浄法寺(銃器)	480	再指定		
一戸町	一戸町一戸(銃器)	34	再指定		
一戸町	(一戸町奥中山高原スキー場(銃器))	(946)	(18.11.1 ~ 28.10.31)		区域拡大(+20ha)
一戸町	(一戸町奥中山高原スキー場(銃器))	(946)	(18.11.1 ~ 28.10.31)		区域拡大(+20ha)
	H19計	36	22,882		

銃猟に伴う危険を予防するための区域						
年度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積ha	存続期間	備 考	
20	盛岡市	盛岡市玉山区旗井沢(銃器)	65	20.11.1 ~ 30.10.31	再指定	
	花巻市	花巻市銭根(銃器)	158		再指定	
	花巻市	花巻市石鳥谷町八重畑(銃器)	151		再指定	
	奥州市	奥州市胆沢区ひめかゆスキー場・衣川区増沢(銃器)	137		再指定	
	奥州市	奥州市前沢合ノ沢(銃器)	145		再指定	
	一関市	一関市相川(銃器)	30		再指定	
	一関市	一関市金沢(銃器)	101		再指定 区域縮小(4ha)	
	一関市	一関市涌津(銃器)	26		再指定	
	一関市	一関市東山町狛鼻溪(銃器)	364		再指定	
	大船渡市	盛川・大船渡湾(銃器)	920		再指定	
	大船渡市	三陸町北里(銃器)	110		再指定	
	陸前高田市	陸前高田市矢作(銃器)	38		再指定	
	陸前高田市	陸前高田市嶋部・気仙川(銃器)	110		再指定	
	住田町	住田町世田米駅(銃器)	70		再指定	
	住田町	住田町上有住土倉(銃器)	35		再指定	
	釜石市	釜石市日向(銃器)	92		再指定	
	山田町	山田町間木戸(銃器)	40		再指定	
	岩泉町	岩泉町浅内(銃器)	40		再指定	
	岩泉町	(岩泉町追子沢(銃器))	(362)		(9.11.1 ~ 20.10.31)	期間満了(20.11.1から鳥獣保護区に移行)
	田野畑村	田野畑村尾肝要(銃器)	20		20.11.1 ~ 30.10.31	再指定
	洋野町	洋野町城内(銃器)	12			再指定
	洋野町	洋野町伝吉(銃器)	57			再指定
	洋野町	洋野町金ヶ沢(銃器)	127	再指定		
二戸市	二戸市猿越峠(銃器)	32	再指定			
	H20計	23	2,880			
21	八幡平市	八幡平市前森竜ヶ森(銃器)	2,162	21.11.1 ~ 31.10.31	再指定	
	八幡平市	八幡平市安比(銃器)	1,423		再指定	
	葛巻町	葛巻町葛巻(銃器)	80		再指定	
	滝沢村	滝沢村柳沢(銃器)	79		再指定	
	遠野市	遠野市内楽木峠(銃器)	21		再指定	
	奥州市	岩手県林木育種場(銃器)	90		再指定	
	奥州市	奥州市前沢松ノ木沢(銃器)	179		再指定	
	一関市	一関市大沢田(銃器)	32		再指定	
	大船渡市	大船渡綾里電話ケーブル(銃器)	35		再指定	
	大船渡市	越喜来吉浜電話ケーブル(銃器)	26		再指定	
	大船渡市	長岩鉾山・大船渡町住田ケーブル(銃器)	826		再指定	
	釜石市	釜石市鷓住居(銃器)	169		再指定	
	釜石市	釜石市坪内(銃器)	115		再指定	
	川井村	川井村中川井(銃器)	14		再指定	
	田野畑村	田野畑村長嶺(銃器)	110		再指定	
	田野畑村	田野畑村浜岩泉(銃器)	200		再指定	
	久慈市	久慈市長坂(銃器)	23		再指定	
		H21計	17		5,584	

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積ha	存続期間	備 考
22	盛岡市	盛岡市玉山区生出第二(銃器)	77	22.11.1～	再指定
	八幡平市	八幡平市平笠(銃器)	351	32.10.31	再指定(旧西根町平笠銃猟禁止区域と旧松尾村蝦夷館銃猟禁止区域を統合・区域拡大)
	八幡平市	西根町平笠(銃器)	(12)	(13.11.1～23.10.31)	22.10.31で一旦廃止
	八幡平市	松尾村蝦夷館(銃器)	(16)	(12.11.1～22.10.31)	期間満了
	雫石町	雫石町西根(銃器)	(130)	(12.11.1～22.10.31)	期間満了
	葛巻町	葛巻町寺田(銃器)	45	22.11.1～	再指定
	矢巾町	矢巾町中央(銃器)	427	32.10.31	再指定
	矢巾町	矢巾町流通センター(銃器)	245		再指定
	花巻市	花巻市東和町土沢(銃器)	584		再指定
	花巻市	花巻市東和町向田瀬(銃器)	213		再指定
	遠野市	遠野市山喜(銃器)	24		再指定
	北上市	北上市栴木田(銃器)	133		再指定
	奥州市	水沢測地観測所(銃器)	45		再指定
	奥州市	奥州市江刺区宿ノ平・根木町(銃器)	399		再指定
	奥州市	奥州市江刺区柏木沢(銃器)	103		再指定
	奥州市	奥州市衣川区国見平スキー場(銃器)	210		再指定
	藤沢町	藤沢町千松ダム(銃器)	7		再指定
	藤沢町	藤沢町金越沢ダム(銃器)	33		再指定
	藤沢町	藤沢町相川ダム(銃器)	20		再指定
	大船渡市	三陸町荒金山(銃器)	66		再指定
	大船渡市	三陸町綾里川ダム(銃器)	8		再指定
	山田町	山田町四十八坂(銃器)	250		再指定
岩泉町	岩泉町岩泉(銃器)	16	再指定		
軽米町	軽米町山内(銃器)	135	再指定		
軽米町	軽米町小軽米(銃器)	51	再指定		
	H22計	22	3,442		
23	盛岡市	盛岡市大ヶ生(銃器)	18	23.11.1～	再指定
	八幡平市	八幡平市普請場(銃器)	51	33.10.31	再指定
	紫波町	紫波町中央(銃器)	1,140		再指定
	紫波町	紫波町長岡(銃器)	36		再指定
	紫波町	紫波町水分(銃器)	82		再指定
	紫波町	紫波町赤沢(銃器)	79		再指定
	紫波町	紫波町彦部(銃器)	148		再指定
	紫波町	紫波町中屋敷(銃器)	529		再指定
	紫波町	紫波町飯豊田(銃器)	89		再指定
	遠野市	遠野市大洞ケーブル(銃器)	9		再指定
	遠野市	遠野市大野平ケーブル(銃器)	8		再指定
	奥州市	水沢北鶴ノ木・箕輪・鶴城(銃器)	17		再指定
	奥州市	奥州市江刺区愛宕(銃器)	1,856		再指定
	奥州市	奥州市胆沢区若柳中横沢原(銃器)	75		再指定
	奥州市	奥州市胆沢区小山一の台(銃器)	60		再指定
	奥州市・平泉町	衣川日向(銃器)	280		再指定
	一関市	一関市悪法師(銃器)	42		再指定 区域拡大(+20ha)
	釜石市	釜石市大松(銃器)	112		再指定
	山田町	山田町柳沢関谷(銃器)	80		再指定
	川井村	川井村小国(銃器)	88		再指定
野田村	野田村城内(銃器)	536	再指定		
九戸村	九戸村江刺家(銃器)	81	再指定		
	H23計	22	5,416		
	合計	120	40,204		

注 箇所数及び面積の計は、新規指定、再指定及び存続期間変更(延長)の分である。

2 特定猟具使用制限区域の指定

特定猟具使用制限区域は、休猟区解除直後の区域で狩猟者の集中的入猟が予想される地域について、危険防止の観点から必要に応じて、特定猟具（銃器・わな）の使用を制限する区域として指定するものであり、本計画の期間中に必要が生じた場合は、指定するよう努める。

3 猟区の設定

(1) 方針

猟区は、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ、安全な狩猟の実施を図るために設定されるものであり、本県では、三陸地区五葉山猟区、大迫猟区、岩泉町猿沢猟区の3か所（猟区面積合計26,692ha）が設定されているが、これら猟区の適正な管理運営が図られるよう、引き続き指導に努める。

なお、平成19年度から猟区の狩猟期間が法令上延長されることや狩猟者の確保の社会的要請などを踏まえ、猟区管理者や狩猟団体等と連携し、猟区を活用した狩猟初心者の育成等に努める。

(2) 設定のための指導

本計画の期間中に県内において新たな猟区設定の計画等があったときは、適正な指導に努める。

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定計画の作成

(1) 計画の目的

特定計画は、地域的に絶滅が危惧されている鳥獣又は個体数の増加や生息域の拡大等により人との軋轢を生じている鳥獣の個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の総合的な保護管理対策を講じることによって、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な維持と人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的としている。

(2) 計画の作成方針

本県においては、次の特定鳥獣について特定計画を作成し、それぞれの地域個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性等に応じた保護管理の目標を設定する。

なお、これ以外の鳥獣で人との軋轢が顕著となり、本計画の期間中に総合的な保護管理対策を講じる必要が生じた場合は、当該鳥獣についての特定計画の作成を検討する。

対象鳥獣	計画期間	保護管理の目標
ツキノワグマ	平成19～23年度	地域個体群の安定的な維持と人身被害及び農林業被害の抑制を図る。
ニホンジカ	平成19～23年度	地域個体群の安定的な維持と農林業被害の抑制を図るとともに新たな生息域の拡大を抑制する。
カモシカ	平成19～23年度	地域個体群の安定的な維持と農林業被害の抑制を図る。

(3) 計画の作成・見直し

特定計画の作成は、鳥獣保護法第7条に基づくほか、学識経験者、関係行政機関、関係団体等からなる保護管理検討委員会において必要な検討・評価を行い、公聴会を開催するなど、適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び保護管理事業の設定を行う。

また、特定計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果等により地域個体群の動向を把握し、設定された目標の達成度や保護管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ特定計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて見直しを行う。

(4) 保護管理事業

特定計画の目標を達成するため、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の保護管理事業を実施する。実施に当たっては、県及び市町村等の関係主体が連携し、地域個体群の生息状況、農林業の被害状況、関係者の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施する。

なお、鳥獣による被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であることから、適切な目標設定の下で生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生の未然防止に努めるなど、関係機関と連携して効果的な保護管理事業に取り組む。

また、特定計画の推進に当たっては、必要に応じて特例休猟区制度（第二3(3)）や入猟者承認制度（第十3）の活用を図る。

2 実施計画の作成

特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため、県においては、毎年度、各特定鳥獣に係る保護管理検討委員会において検討・協議したうえで具体的な保護管理のための実施計画を作成する。

実施計画には、必要に応じて個体数管理、生息環境管理、被害防除対策及びモニタリング等の事項を定め、実施に当たっては県関係部局及び市町村等が連携し、総合的に取り組む。

なお、カモシカについては市町村において実施計画を作成するとともに、ツキノワグマについては必要に応じて地区保護管理協議会において地区ごとの実施計画を作成する。

第七 鳥獣の生息状況等の調査及び保護管理対策等に関する事項

1 基本方針

鳥獣の生息実態や被害状況等を把握するため、環境保健研究センターを中心として、鳥獣保護センターその他の関係機関、研究者等との連携を図りながら、科学的知見に基づいた調査を実施し、これらの調査結果等に基づき必要な保護管理対策を講じる。

また、鳥獣捕獲データの蓄積、生息状況調査等のために、野生鳥獣情報システム（WIS）や地理情報システム（GIS）などを活用する。

なお、鳥獣の生息状況等を的確に把握するため、鳥獣の体毛や糞等からのDNA解析を活用した、より精度の高い生息数推定方法の開発等を進める。

2 希少鳥獣等及び一般鳥獣

(1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下に掲げる調査を実施し、これらの調査結果等に基づき、「いわての森林づくり県民税」の「県民参加の森林づくり促進事業」などにより、必要な保護管理対策を講じる。

なお、調査の実施等に当たっては、関係機関との連携を図りつつ、被害対策調査の結果等の既存の情報を活用するなど、情報収集の充実を図る。

(2) 鳥獣生息分布

現地調査、アンケート調査、狩猟捕獲報告、既存資料の活用などにより、県内に生息する鳥獣の種類、分布等を調査する。

なお、保護対策や被害対策を講じていく上で重要な種（イヌワシ等の希少猛禽類、カモシカ等近年被害の増加している種）については、最新の調査に基づいた生息分布図を作成する。

(3) 希少鳥獣等

過去（第6次～第8次鳥獣保護事業計画の期間内）において実施した野生鳥獣保護対策事業での生息実態調査の結果等を踏まえ、希少鳥獣等のうち早急に保護対策を講じる必要のある次に掲げる種については、必要な調査等を実施し、生息環境の変化、生息数の動向等の把握に努め、これらの調査結果等に基づき、鳥獣保護区等の指定や列状間伐による生息環境の整備など必要な保護対策を講じていく。

なお、調査や保護対策等の実施に当たっては、適切な情報管理の下、学識経験者等の意見を徴するなどして、計画的な実施に努める。

また、その他の希少鳥獣等についても、生息状況等の把握に努め、必要に応じて保護対策を講じるとともに、それらの調査結果をいわてレッドデータブックの見直しに役立てる。

調査対象鳥獣	年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
イヌワシ	19 ～ 23	・繁殖状況のモニタリング ・行動圏内における利用形態の調査 ・その他保護対策を講じるために必要な調査	県内全域	通年

(参考) 野生鳥獣保護調査の実績

- 第1期調査(昭和62～平成元年度) ツキノワグマ生息実態調査
- 第2期調査(平成2～4年度) 特殊鳥類生息実態調査
- 第3期調査(平成5～6年度) 小型ワシタカ類生息実態調査
- 第4期調査(平成7～8年度) フクロウ科生息実態調査
- 第5期調査(平成8～10年度) イヌワシ生息状況調査
- 第6期調査(平成10～12年度) ツキノワグマ保護管理対策調査

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類

ア 調査の概要

県内のガン・カモ・ハクチョウ等の渡来地において、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数、生態等の一斉調査を行うほか、主要な湖沼、河川等については、必要に応じて環境調査を実施し、その保護対策を検討する。また、調査員の判別能力の向上に努めるとともに、野鳥保護団体やボランティア等の協力を得ながら、調査精度の向上に努める。

イ 調査計画

対象地域名	調査年度	調査方法	備考
渡来地全域	19～23	県内全域において、1月に種毎に個体数を調査する。	個体数調査
県内数箇所	19～23	対象地域周辺の開発状況、水面の利用状況、水質、餌の状況等について必要に応じて調査する。	保護対策調査

3 狩猟鳥獣

(1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、狩猟鳥獣の生息状況及び増減傾向、狩猟の実態等を調査し、これらの調査結果に基づき適切な狩猟対策を講じていく。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

ア 調査の概要

狩猟鳥獣（特定鳥獣を除く。）について、狩猟者及び有害鳥獣捕獲の捕獲実施者（以下「狩猟者等」という。）からの捕獲報告及び個体の回収などにより生息分布、生息状況を把握し、捕獲数の減少が著しい種については、重点的に調査を行う。

イ 調査計画

対象鳥獣	調査年度	調査内容	調査方法	備考
キジ・ヤマドリ	19～23	出合い数、出合い場所など	狩猟者への聞き取り調査	初猟日
その他の狩猟鳥獣	19～23	捕獲日、捕獲場所、捕獲数など	狩猟者等からの捕獲報告	通年

(3) 狩猟実態調査

ア 調査の概要

狩猟者登録した狩猟者から返納された狩猟者登録証の捕獲報告等により、狩猟の実態を把握する。

イ 調査計画

対象種類	調査年度	調査内容	調査方法	備考
狩猟鳥獣全種	19～23	捕獲鳥獣の種類別数、狩猟捕獲日数	狩猟者登録した狩猟者からの捕獲報告	約3,500人/年

4 特定鳥獣

(1) 方針

特定鳥獣については、科学的・計画的な保護管理を実施するため、生息状況、個体群動態、被害状況等を把握するための調査を引き続き実施し、これらの調査結果等を特定計画に反映させ、必要な保護管理対策を講じる。

(2) 調査の概要

ア ツキノワグマ

調査項目	調査年度	調査内容・調査方法
生息分布調査	19～23	狩猟者等からの捕獲報告等を基に生息分布域を把握する。
生息状況調査	23	痕跡、目撃情報等を基に、観察調査、追い出し調査、DNA解析調査等により生息状況を把握する。
捕獲個体調査	19～23	外部計測、内臓、血液、年齢査定等の分析により個体群の動態を把握する。
堅果類豊凶調査	19～23	ブナ等堅果類の豊凶を把握し、クマ出没警報システムの確立により被害の軽減を図る。
行動圏調査	19～23	学習付け移動放獣した個体の発信機による動向調査を行い、行動圏を把握する。
被害状況調査	19～23	人身被害及び農林業被害状況を把握するとともに、被害防除対策について検討する。

イ ニホンジカ

調査項目	調査年度	調査内容・調査方法
生息分布調査	19～23	狩猟者等からの捕獲報告等を基に生息分布域を把握する。
生息密度調査	19～23	五葉山地域は区画法により生息密度を把握する。 生息域拡大地域は糞塊法により生息密度を把握する。
捕獲個体調査	19～23	外部計測、年齢査定、妊娠状況、食性等の分析により個体群の動態を把握する。
生息環境調査 (ササ調査)	19～23	ミヤコザサの採食状況からシカの越冬状況を把握する。
被害状況調査	19～23	農林業被害状況を把握するとともに、被害防除対策の効果を検証する。

ウ カモシカ

調査項目	調査年度	調査内容・調査方法
生息分布調査	19～23	カモシカの滅失届の情報(死亡個体の発見位置)を基に生息分布域を把握する。
生息密度調査	22	被害が発生している地域等において区画法により生息密度を把握する。
捕獲個体調査	19～23	外部計測、年齢査定、妊娠状況、食性等の分析により個体群の動態を把握する。
被害状況調査	19～23	農林業被害状況を把握するとともに、被害防除対策の効果を検証する。

鳥獣行政担当職員について、本庁（自然保護課）及び出先機関（広域振興局等保健福祉環境部）に必要人員を配置するとともに、広域振興局長等への権限の委譲を進めてきたが、本計画の期間中においても現員の維持に努め、鳥獣保護事業の円滑な実施を図る。

なお、広域振興局の再編等の組織改正等があった場合は、適宜、配置を見直す。また、引き続き広域振興局長等に対する権限の委譲等に努める。

(2) 配置計画

区 分	現 況 人			計 画 終 了 時 人			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁【自然保護課】 （野生生物担当）	5	0	5	5	0	5	野生生物担当 5 人 ・野生生物（特定鳥獣を含む。）の保護管理、狩猟免許、狩猟者登録、鳥獣保護区等指定
出先機関【広域振興局等】 （保健福祉環境部）	12	0	12	12	0	12	広域振興局等保健福祉環境部 10 人 遠野保健福祉環境センター 1 人 大船渡地方振興局シカ対策員 1 人 ・野生生物の保護管理、傷病鳥獣の救護、狩猟免許、狩猟者登録、鳥獣保護区等指定（広域振興局）

(3) 研修計画

行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象とした研修を行うとともに、専門研修等に職員を派遣し、専門的知識の向上を図る。特に、特定計画の作成及び実施等の鳥獣保護管理を担当する職員については、必要な専門的知識について習得を図る。

名 称	主 催	時期	回数 / 年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物研修	環境調査研修所	5月	1回	全国	1人	野生生物行政の専門的知識の習得	
広域振興局等担当者会議（研修会）	県	4月、 随時	2回	全県	11人	鳥獣保護行政の基礎的知識の習得	
野生鳥獣保護管理技術者研修会	環境省	通年	3回程度	全国	3人	特定鳥獣保護管理の専門的知識の習得	

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護員は、鳥獣保護事業の円滑な運営と狩猟の適正な実施を期するため、鳥獣保護区等の管理、鳥獣保護思想の普及啓発及び狩猟者に対する指導等を行うことを目的としている。

その選任に当たっては、鳥獣の保護又は狩猟制度についての知識及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する者の中から任用し、業務量等を勘案して配置する。

なお、市町村合併の更なる進展や広域振興局等の再編等があった場合は、適宜、鳥獣保護員の配置や勤務条件等を見直すとともに、多様な人材の活用や自然環境等に関連する他の指導員制度との併任等について、今後検討する。

また、鳥獣保護員について、地域における鳥獣保護管理に関する助言指導、鳥獣保護区にお

4 環境保健研究センター

(1) 方針

環境保健研究センターは、本県が目指す「環境首都」にかかわる行政推進の科学的・技術的拠点として平成 13 年度に設置されたが、鳥獣に関する専門研究員を配置し、学識経験者や関係機関等との連携を図りながら、鳥獣の生息実態、個体群の動態等に関する専門的な調査研究等を推進する。

(2) 研究内容等

研究対象	研究内容	研究期間
大型哺乳類	地理情報システムや遺伝子解析法を用いて、ツキノワグマやニホンジカ等の生息数の調査、適切な保護管理方法を研究	19～23
希少猛禽類	絶滅のおそれのあるイヌワシ等の保護を図るため、繁殖状況、行動圏、生息環境等を把握し、阻害要因等を解明し、適切な保護管理方法を研究	19～23

5 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

鳥獣の生息状況や農林業被害等の状況に応じて、有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施、及び地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、地域における鳥獣の保護管理の担い手となるべき人材の確保及び育成に努める。

(2) 研修計画

その一環として、鳥獣の生息状況等の把握や鳥獣捕獲等の活動を鳥獣の生態を踏まえて実施することができる狩猟者の確保及び育成が図られるよう、研修等に努める。なお、狩猟者の鳥獣保護管理に関する知見を充実させるため、狩猟免許試験の知識試験及び更新時講習の内容について、従来の法令、猟具、鳥獣に関する知識のほかに鳥獣の保護管理に関する知識を追加する。

また、必要に応じて市町村の担当職員の資質向上のための研修を行う。

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣捕獲従事者養成事業(狩猟免許試験予備講習会)	県 ((社)岩手県猟友会に委託)	6月～8月	2回	全県	60人 /年	鳥獣保護行政の専門的知識の習得	
野生鳥獣保護管理研修会(市町村)	県	随時	1回	全県	35人	野生鳥獣保護管理の基礎的知識の習得	必要に応じて開催

(3) 狩猟者確保対策

鳥獣の保護管理の現場を支えている狩猟者(狩猟免許所持者)は、平成 14 年度には県内で延べ 3,607 人いたが、平成 17 年度には延べ 3,371 人と、延べ 236 人(6.5%)減少している。今後においても、狩猟者の減少及び高齢化の進行により有害鳥獣捕獲の業務や生息状況調査

等の実施にも支障が生じることが危惧されているため、県猟友会等の協力を得ながら、その実態の把握に努めるとともに、本県の実状や従来の網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分離されたことなどを踏まえ、鳥獣捕獲従事者養成事業や狩猟免許試験の休日開催を継続するなど、狩猟者の確保及び育成のための対策を講じる。

第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

1 傷病鳥獣救護

(1) 基本的な考え方

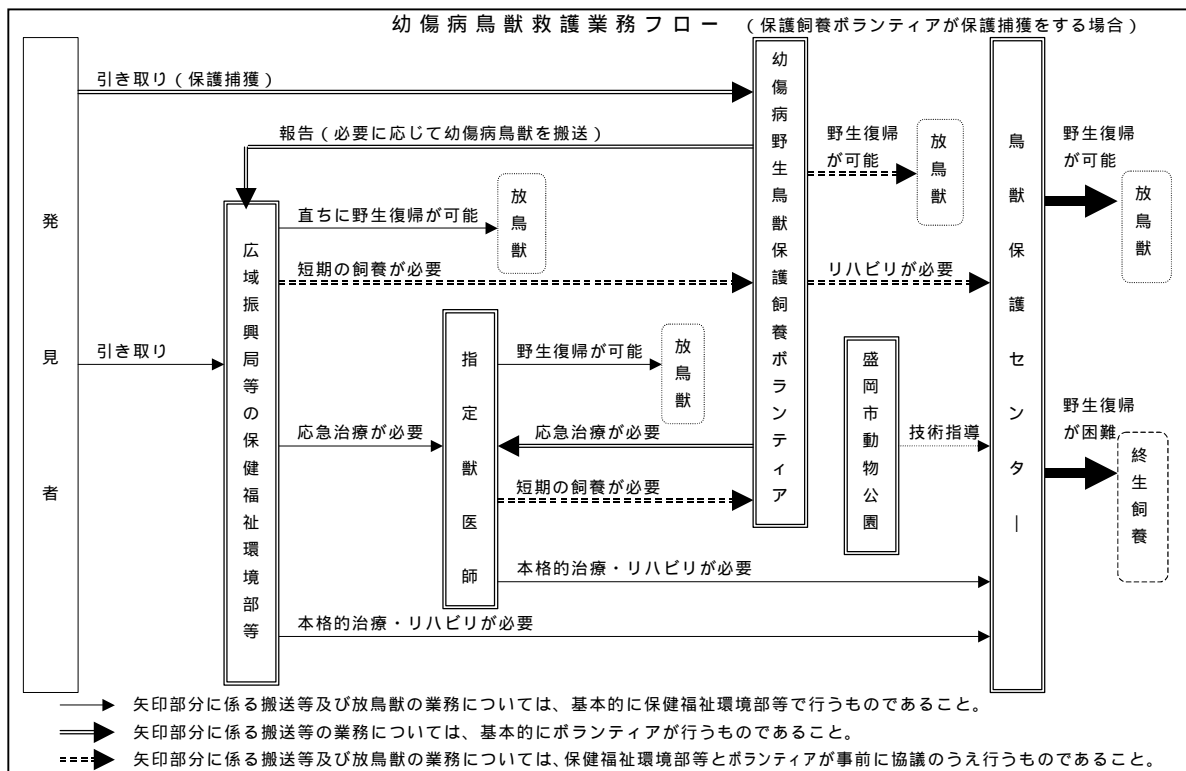
ア 救護体制の整備

県民からの傷病鳥獣の救護要請に適切に対処し、当該鳥獣の野生復帰と鳥獣保護思想のより一層の推進を図るため、平成 12 年度から（社）岩手県獣医師会の協力のもとに、指定獣医師による一次救護（応急治療）体制を構築しているが、本計画の期間中においても、その確保に努める。

傷病鳥獣の野生復帰訓練を含む二次救護の拠点施設である鳥獣保護センターについては、本計画の期間中においても、必要な整備等を行いながら、救護等の業務を実施する。

また、傷病鳥獣の野生復帰を促進するために、平成 17 年度から鳥獣ボランティア制度を本格実施しているが、本計画の期間中においても、その充実に努める。

なお、救護の実施に当たっては、次のフロー図のとおり、広域振興局等、一次救護（指定獣医師）、二次救護（鳥獣保護センター）、鳥獣ボランティア等の適切な連携を図るとともに、救護業務に必要な研修等を行い、効果的な活動を展開する。

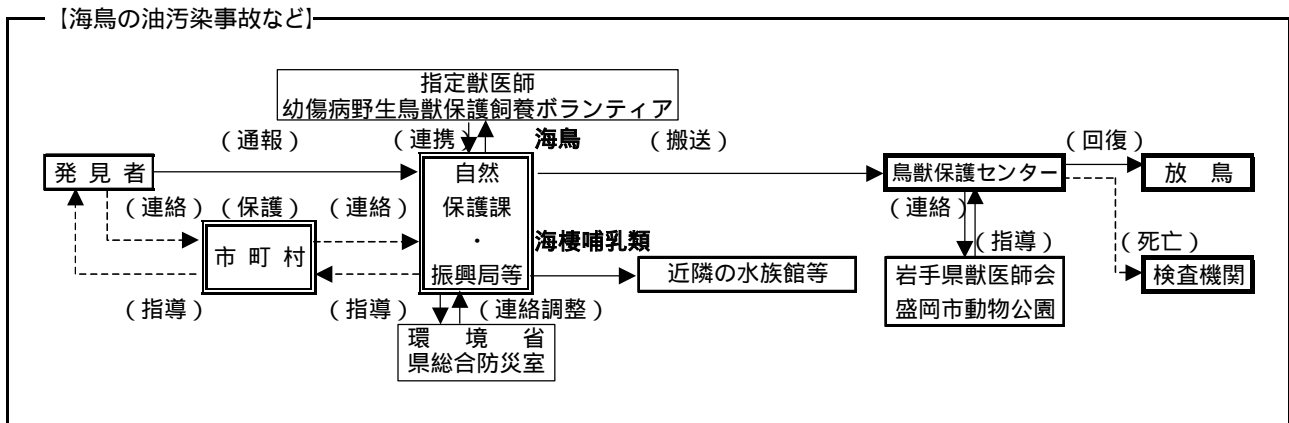


イ 油汚染事故への対応

海洋で油汚染事故が発生し、海鳥又は海棲哺乳類が被害を受けた場合は、次のフロー図の

とおり、指定獣医師及び鳥獣ボランティア等と連携を図りながら、原則として、海鳥については鳥獣保護センターに搬送し、海棲哺乳類については近隣の水族館等の協力を得る。

なお、環境省の油汚染事故対策水鳥救護研修に、毎年度、職員を派遣し、救護に関する知識や技術の習得に努める。



(2) 救護個体の取扱い

救護個体の保護・収容等に当たっては、鳥獣保護法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続をとる。

本県では、年々多様化する傷病鳥獣の救護要請に適切に対応するため、平成18年4月から、指定獣医師及び鳥獣保護センターにおける救護対象から、明らかに感染症の疑いのあるものや重症のため適切な治療を施しても救命の見込みがないものなど、一定の傷病鳥獣については除くこととしたが、本計画の期間中においても、適時に救護対象の見直しを行う。

救護個体の傷病が治癒したことを確認したときは、原則として発見救護された場所で野生復帰させることとし、それが不適當又は困難な場合は、遺伝的なく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。

なお、野生復帰が不可能な個体については、原則として鳥獣保護センターにおいて終生飼養するが、必要に応じて鳥獣ボランティア等の協力を得る。

鳥獣保護センターに救護個体を収容するときは、必要に応じて感染症の有無を把握するとともに、二次感染の防止に留意する。

2 鳥獣の捕獲等の禁止等

(1) 方針

本県においては、別に掲げるとおり、狩猟鳥獣のうち、生息環境の悪化等により生息数の減少が懸念されるキジ、ヤマドリ、ウズラについては、鳥獣保護法第12条第2項の規定により捕獲等の禁止の措置を講じており、また、ニホンジカについては、その捕獲に猟犬を使用する猟法等の禁止の措置を講じているが、本計画の期間中においても、生息状況等の把握に努めながら、適切な措置を講じる。

また、生息数の減少が著しく特に保護繁殖が必要なものについては、狩猟鳥獣の見直し等を環境省に働きかけていくとともに、必要に応じて関係団体等と協議しながら、区域又は期間を定めての捕獲等の禁止又は捕獲数の制限等の措置について検討を行う。

なお、各種制限等の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。

(2) 禁止等の措置の内容

鳥獣名	禁止等の内容	区 域	現行の措置の期間
キジ ヤマドリ	毎年1月16日から 2月15日まで捕獲禁止 (昭和42年から継続)	県内一円 (ただし、猟区を除く。)	平成14年11月1日から 平成19年10月31日まで
ウズラ	捕獲禁止(平成元年から継続)	県内一円	平成14年11月1日から 平成19年10月31日まで
ニホンジカ	猟犬使用による捕獲禁止 (昭和30年から継続)	県内一円	昭和30年12月6日から 無 期 限
	毎年11月15日から 11月30日まで捕獲禁止 (平成10年から継続)	県内一円 (ただし、猟区を除く。)	平成16年11月1日から 平成19年10月31日まで

3 入猟者承認制度

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組みが必要な場合においては、新たに鳥獣保護法第12条第3項として、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けべき旨の制限を行うことができる制度(入猟者承認制度)が創設された。

この制度は、特定計画に基づく鳥獣保護管理の一環として行うことで、当該狩猟鳥獣の科学的・計画的な保護管理がより効果的に推進されると言われていることから、今後、必要と認められるときは、特定計画の実施と併せて活用に努める。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

ア 指定の考え方

本県では、鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒が生じるおそれが高い、ガン・カモ類が多く飛来する区域3箇所(花巻・北上、胆沢・前沢、一関(合計1,827ha))について、平成12年度に鳥獣保護法第12条第2項の規定により鉛散弾規制地域に指定していたが、平成17年度からこれらの3箇所を同法第15条に基づく指定猟法禁止区域に指定し、鉛製散弾を使用する猟法を禁止している。

イ 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがあるなど鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、許可しないこととする。

ウ 条件の考え方

指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類

及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法などについて条件を付すこととする。

(2) 指定猟法禁止区域指定計画

本計画の期間中においても、鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域が生じたときは、鳥獣の鉛中毒の状況など現状を把握・分析し、関係機関等と調整を行うなど、必要に応じて鉛製散弾の使用を禁止する指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製散弾を使用する猟法以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、情報の収集・分析を行い、関係機関等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

5 鳥類の飼養の適正化

(1) 方針

野生の鳥類は、本来自然のままに保護・観察すべきものであり、愛がん飼養はその乱獲を助長するおそれもあることから、本県では、愛がんのための飼養を目的とした鳥獣の捕獲は、いかなる鳥獣についても原則として許可しないこととしている。なお、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されている。

しかしながら、県内においても、愛がんを目的とした野鳥の違法な捕獲や不正な飼養が依然として見受けられることから、啓発指導の実施、監視体制の強化等を図り、適正な保護管理に努める。

(2) 飼養適正化のための指導内容

ア 広報媒体等を利用して、県民に対し自然保護思想の普及を図る。

イ 現在飼養登録されている個体については、次によりその適正な管理を図る。

登録票の更新は、飼養個体と装着登録票（足環）を照合し、確認した上で行う。

特に、平成元年度の装着許可証（現 装着登録票）の導入以前から更新されているなどの長期更新個体の場合は、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認するなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で行う。

装着登録票の毀損等による再交付は、原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。

ウ 他の都道府県において愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認し、不正な飼養が行われないようにする。

エ 違法飼養の防止を図るため、警察当局と連携を図りながら、担当職員、鳥獣保護員等による定期的な巡回指導を行う。

6 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等とされているヤマドリ及びその卵の販売許可に当たっては、次のア、イのいずれにも該当する場合に許可することとする。

ア 販売の目的が鳥獣保護法第24条第1項及び施行規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲したヤマドリが食料品として販売されることによって、違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがない

こと。

(2) 許可の条件

販売許可に当たっての条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等について付すこととする。

7 人獣共通感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症が発生した場合は、関係機関との緊密な連携を図り、迅速かつ適切に対応するとともに県民への的確な情報提供に努める。

また、野鳥の集団死亡が発生した場合は、高病原性鳥インフルエンザの可能性も含め原因の究明に努める。

なお、関係部局と連携して、野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況の把握に努める。

8 必要な財源の確保

平成 16 年度の地方税法の改正により鳥獣保護事業の財源として狩猟税（目的税）が創設されたが、その趣旨を踏まえ、狩猟者の確保や資質向上のための取組みを進めるほか、狩猟者登録等の事務が円滑に行われるよう配慮するとともに、本計画に基づく鳥獣保護事業の効果的・効率的な実施に努める。

第9次鳥獣保護事業計画の主な事業の進捗状況

1 鳥獣保護区等の指定状況

(1) 鳥獣保護区（原則として1地区10年間指定）（単位：箇所、ha）

区分	第8次終了時	第9次計画期間（H14～18）			第9次終了時	
		新規指定	区域拡大等	満了（ ）		
計画	箇所	136	5	(7)	1	140
	面積	129,147	8,344	9,209	235	146,465
実績	箇所	136	5	(9)	3	138
	面積	129,147	7,533	9,228	2,678	143,230

注 国指定鳥獣保護区（2箇所。第8次終了時31ha、第9次終了時33ha。全域が特別保護地区）は、含まない（(2)についても同じ。）

(2) 鳥獣保護区特別保護地区（原則として1地区10年間指定）（単位：箇所、ha）

区分	第8次終了時	第9次計画期間（H14～18）			第9次終了時
		期間終了（ ）	再指定		
計画	箇所	14	5	5	14
	面積	8,826	2,652	2,652	8,826
実績	箇所	14	5	5	14
	面積	8,826	2,652	2,653	8,827

(3) 休猟区（新規指定）（原則として1地区2年間指定）（単位：箇所、ha）

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計	
計画	箇所	60	55	57	54	46	272
	面積	142,387	127,856	128,063	130,041	102,576	630,923
実績	箇所	57	56	54	47	42	256
	面積	133,182	128,506	108,741	113,798	89,175	573,402

2 放鳥獣の実施状況

（単位：羽）

区分（キジ）	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計	
計画	県	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	8,000
	その他	500	500	500	500	500	2,500
	計	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	10,500
実績	県	1,600	1,429	1,330	914	826	6,099
	その他	1,050	1,190	1,285	1,065	845	5,435
	計	2,650	2,619	2,615	1,979	1,671	11,534

注1 「その他」は、県猟友会、地区猟友会、市町村である。

注2 実績の平成18年度「その他」等の数値は、見込みで計上している。

3 有害鳥獣捕獲許可の状況

(1) 有害鳥獣捕獲の許可権限の市町村への委譲

鳥獣の種類	移譲済み市町村	備考
ゴイサギ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ、タヌキ、キツネ、ノリス、ノネコ、カワラバト(ドバト) 計15種	全35市町村	平成9年4月から
ツキノワグマ(人身被害のおそれがある緊急時に限る。) 計1種	宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、住田町、山田町、岩泉町、田野畑村、川井村、九戸村、洋野町、一戸町 計26市町村	平成15年8月から
アナグマ、ハクビシン、ニホンジカ(地域個体群保護地域を除く。)カワウ 計4種	宮古市、遠野市、一関市、八幡平市、西和賀町 計5市町	平成18年4月から
合計20種		

注 移譲済み市町村は、平成19年3月現在である。

(2) 有害鳥獣捕獲許可による鳥獣捕獲数(市町村許可を含む。)(単位:羽、頭)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
鳥類	19,889	22,024	19,663	20,739
獣類	1,183	1,241	1,078	1,222
合計	21,072	23,315	20,741	21,961

注 鳥類で多いのは、カラス類、カモ類、スズメ類、獣類で多いのは、ノウサギ、ニホンジカである。

4 銃猟禁止区域等の指定等の状況

(1) 銃猟禁止区域

(単位:箇所、ha)

区分	第8次終了時	第9次計画期間(H14~18)			第9次終了時	
		新規指定等	区域拡大等	満了等()		
計画	箇所	209	81	(2)	85	205
	面積	79,789	27,288	3,540	31,744	78,873
実績	箇所	209	86	(18)	85	210
	面積	79,789	24,803	5,114	26,261	83,445

注 計画で、新規指定等(再指定)に1箇所(1,549ha)誤記があったため、上記の表からは削除している。

(2) 猟区 (単位：ha)

猟区の名称	管理者	設定期間	猟区の面積
三陸地区五葉山猟区	三陸地区五葉山猟区管理協会	H14.11.15～24.10.31	5,205
大迫猟区	花巻市	H15.11.1～25.10.31	19,017
岩泉町猿沢猟区	岩泉町	H16.11.1～26.10.31	2,470
計3箇所			26,692

5 特定鳥獣保護管理計画の作成状況

対象鳥獣	作成時期	計画期間	計画対象地域
ニホンジカ	H14.11.	H14.11.～19.3.	五葉山地域(個体数調整地区)及びその他必要な地域(侵出抑制地区)
ツキノワグマ	H15.3.	H15.4.～19.3.	県全域
カモシカ	H16.11.	H16.12.～19.3.	県全域

6 生息状況調査の状況(ガンカモ科鳥類渡来状況) (単位：羽)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
ハクチョウ類	3,624	4,260	3,857	3,965	3,893
ガン類	468	214	1,340	133	109
カモ類	28,491	32,397	39,167	28,195	36,963
合 計	32,583	36,871	44,364	32,293	40,965

7 普及啓発の状況

(1) 傷病鳥獣の救護に係る指定獣医師等の委嘱状況 (単位：人)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
指定獣医師	28	28	29	29	29
鳥獣ボランティア	-	-	11	14	18
合 計	28	28	40	43	47

注 鳥獣ボランティアは、平成16年度は試行的に実施し、17年度から本格実施している。

(2) 鳥獣保護センターにおける傷病鳥獣の救護状況 (単位：羽、頭)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
鳥 類	308	379	300	190	113
獣 類	46	49	52	44	24
合 計	354	428	352	234	137

注 平成18年度は、平成19年2月28日現在である。

8 その他

(1) 指定猟法禁止区域の指定状況 (単位：ha)

禁止区域名	指定期日	面積	禁止する猟法
花巻・北上	H17.11.1	288	鉛製散弾を使用する猟法
胆沢・前沢	H17.11.1	1,099	
一関	H17.11.1	440	
計3箇所		1,827	

注 従来の鉛散弾規制地域（H12.11.1指定）を鳥獣保護法第15条に基づく指定猟法禁止区域として指定したものである。（終期は、なし。）

(2) 狩猟者の状況 (単位：人)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
狩猟免許所持者数 （うち新規）	3,607 （76）	3,369 （54）	3,363 （41）	3,371 （62）	2,933 （51）
狩猟者登録者数 （うち県内） （うち県外）	4,751 （3,080） （1,671）	4,443 （2,967） （1,476）	4,103 （2,779） （1,324）	3,830 （2,623） （1,207）	3,647 （2,550） （1,097）

注 複数の免許を所持又は登録している者がいるので、延べ人数である。

(3) 狩猟による鳥獣捕獲数 (単位：羽、頭)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
鳥類	20,351	20,917	18,556	17,951
獣類	2,766	2,689	2,546	2,643
合計	23,117	23,606	21,102	20,594

注 鳥類で多いのは、キジ、カモ類、ヤマドリ、獣類で多いのは、ノウサギ、ニホンジカ、キツネである。

第1次～第9次鳥獣保護事業計画の主な事業の進捗状況

1 鳥獣保護区・特別保護地区

(単位：面積 ha)

区 分	鳥獣保護区(県指定)					特別保護地区(県指定)				
	計 画		実 績		達成率%	計 画		実 績		達成率%
	箇 所	面 積	箇 所	面 積		箇 所	面 積	箇 所	面 積	
第1次(S39～41)	70	74,095	59	62,981	85.0	16	2,995	14	2,697	90.1
第2次(S42～46)	69	59,276	78	74,108	125.0	26	6,456	16	5,566	86.2
第3次(S47～51)	106	91,887	87	75,535	82.2	25	8,811	11	4,740	53.8
第4次(S52～56)	94	96,665	91	93,211	96.4	11	7,718	14	7,092	91.9
第5次(S57～61)	99	89,614	100	87,334	97.5	12	6,337	12	6,333	99.9
第6次(S62～H3)	119	113,175	119	105,673	93.4	13	8,755	13	8,743	99.9
第7次(H4～8)	133	122,916	131	120,842	98.3	13	8,743	13	8,712	99.6
第8次(H9～13)	136	123,511	136	129,147	104.6	13	8,712	14	8,826	101.3
第9次(H14～18)	140	146,465	138	143,230	97.8	14	8,826	14	8,827	100

注1 達成率は、面積によって算定した。 注2 計画欄、実績欄は、各計画終了時の総計によった。

注3 第1次の計画期間は3年間で、第2次以降は5年間である。(以下同じ。)

2 休猟区

(単位：面積 ha)

区 分	計 画		実 績		達成率%
	箇 所	面 積	箇 所	面 積	
第1次(S39～41)	40	52,000	37	49,112	94.4
第2次(S42～46)	74	120,000	69	134,857	112.4
第3次(S47～51)	103	186,534	80	159,384	85.4
第4次(S52～56)	82	168,402	77	158,569	94.2
第5次(S57～61)	89	164,408	89	165,130	100.4
第6次(S62～H3)	111	236,232	111	244,129	103.3
第7次(H4～8)	107	235,393	105	235,700	100.1
第8次(H9～13)	113	244,046	111	243,843	99.9
第9次(H14～18)	95	219,418	91	206,017	93.9

注1 達成率は、面積によって算定した。 注2 計画欄、実績欄は、各計画終了時の総計によった。

3 放鳥獣

鳥獣名	キ ジ			ヤマドリ		
	計 画	実 績	達成率%	計 画	実 績	達成率%
第1次 (S39～41)	2,900羽	2,789羽	96.2	-羽	-羽	-
第2次 (S42～46)	6,100	9,105	149.2	-	-	-
第3次 (S47～51)	14,200	10,801	76.1	-	-	-
第4次 (S52～56)	7,905	10,105	127.8	2,095	82	3.9
第5次 (S57～61)	5,300	8,847	166.9	4,700	1,165	24.8
第6次 (S62～H3)	11,000	8,584	78.0	2,000	70	3.5
第7次 (H4～8)	12,500	14,539	116.3	-	-	-
第8次 (H9～13)	11,500	13,422	116.7	-	163	-
第9次 (H14～18)	10,500	11,534	109.8	-	363	

注 第9次における平成18年度の放鳥数実績は、見込みで計上した。

4 鳥獣調査

調 査 名	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次
鳥獣の生息調査									
鳥獣増減の比較調査									
鳥獣の習性に関する生態調査									
鳥獣の生息現況調査									
市町村別分布調査									
環境別増減調査									
県鳥の保護調査									
狩猟対策基礎調査									
鳥獣保護区等における効果測定調査									
鳥獣生息分布調査									
指定鳥獣等保護調査									
カ・ソ・カモ・ハクチョウ類一斉調査									
鳥類標識調査									
狩猟鳥獣生息調査									
放鳥獣効果測定調査									
狩猟実態調査									
有害鳥獣対策調査									

5 自然保護（愛鳥）モデル校の指定

	計 画	実 績	達成率%
第1次（S39～41）	12	8	66.7
第2次（S42～46）	30	25	83.3
第3次（S47～51）	41	37	90.2
第4次（S52～56）	49	37	75.5
第5次（S57～61）	20	32	160.0
第6次（S62～H3）	47	42	89.4
第7次（H4～8）	32	33	103.1
第8次（H9～13）	24	45	187.5
第9次（H14～18）	24	16	66.7

注 第6次までは「愛鳥モデル校」、第7次から「自然保護モデル校」として実施した。

6 鳥獣保護員の配置

	計 画	実 績	達成率%
第1次（S39～41）	63	57	90.5
第2次（S42～46）	63	75	119.0
第3次（S47～51）	78	78	100.0
第4次（S52～56）	78	78	100.0
第5次（S57～61）	78	78	100.0
第6次（S62～H3）	78	78	100.0
第7次（H4～8）	78	78	100.0
第8次（H9～13）	78	78	100.0
第9次（H14～18）	78	74	94.9

注1 実績は、各計画期間の最終年度における配置人数である。

注2 第9次の実績74人は、平成18年度からの配置数で、市町村合併等によるものである。

